



ロータリーを理解しよう

ロータリーの
原点を知り
考える



2015－16年度用

国際ロータリー第2790地区
地区研修委員会

発刊にあたって

国際ロータリー第 2790 地区
2015-16 年度地区研修リーダー
山 田 修 平

2010 年に開催された規定審議会の決議 10-01 で「新会員も古くからの会員も含め、R I ならびにロータリー財団の目標、規則、リソースに関する知識が欠如しているロータリアンが多くみられる。これは、クラブが徹底した定期研修を継続的に提供していないことに起因している。さらに、クラブ会長などといった責務を引き受ける前に、指導力を改善する機会が与えられていないロータリアンが多すぎる。」(決議文の一部は省略。)と決議されました。

私がロータリークラブに入会させて頂いたのは、1987 年(昭和 62 年)でした。その当時は会員数が 84 名だったと記憶していますが、とにかく会員数が多かったことを覚えています。入会前の新会員オリエンテーションでその年度のロータリー情報委員長さんが、ロータリーについて様々な話しをして下さいました。広範囲にわたって理解できない部分もありましたが、とにかく素晴らしい団体に入会させて頂いたというイメージを受けました。内容は余り覚えていませんが、2 点だけは今でも鮮明に覚えています。「山田さん、あなたは一定の手続きが済んで木更津東ロータリークラブの正会員になります。正会員として、毎週の例会には必ず出席してください。クラブの会員は全員が 100%出席しています(当時は全会員が 100%出席していました)。あなたが例会を欠席すると、クラブの他の会員が迷惑します。しかし、どうしても欠席しなければならないこともあると思います。その時は、欠席する例会日の前 1 週間(前後 1 週間ではなく前以て。当時はメイクアップ期間が、前後 1 週間でした)に他のクラブの例会に出席して、その欠席を補てんしてください。」そして「手続要覧を購入して、それを良く読んでください。」この 2 点です。

そのロータリー情報委員長さんは、以前分区代理を務められた大変素晴らしいロータリアンでした。この方は数年前に物故されましたが、私にとってロータリーの師匠でしたし、クラブ会員全員の師匠でもありました。

皆さんのクラブにも、このような方がおられる(おられた)と思います。皆さんはそうした先輩から、ロータリーに関する様々な事柄を教えて頂いたと思います。次年度クラブ会長や重要な役職に指名された皆さんは、クラブ会員に、特に入会間もない会員に対してロータリーに関する事柄を指導する立場になったと自覚して頂き、指導にあたって頂きたいのです。

第 2790 地区では、各クラブに「クラブ研修リーダー」を設置するように要請し、クラブ研修リーダーには、ロータリーに関する知識の豊富なパスト会長に就任して頂くこともお願いして参りました。しかし、折角設置したクラブ研修リーダーがその役割を果たしておられないように感じています。

次期クラブ会長と重要な指導者の役割を務めるために次期会長により指名された皆さんは、クラブ会長と共に、会員に対して、特に新会員に対して充実した研修を実施してください。

この冊子は、「ロータリーを理解しよう」という、ロータリーの解説書として編纂しました。2015-16 年度ガバナー櫻木英一郎氏の次年度地区行動目標を取り入れて「ロータリーの原点を知り、考える」との副題にしました。皆さんが、この冊子を参考にしながら加筆して、例会等で会員の皆さんに解説してください。

この冊子が、皆さんのお役に立ちますよう期待しています。

目 次

発刊にたって

ロータリーの伝統の原点

ホール・ハリスについて	1
ロータリークラブの誕生	2
初期のロータリークラブ	3
全米に拡大	4
全米ロータリークラブ連合会 全国大会	5
事務長 チェス・ペリー	6
定款と細則	7
ロータリーの綱領(目的)	8
奉仕への転換	9
五大奉仕部門	10
決議 23-34	11
社会奉仕関する 1923 年の声明 (決議 23-34)	12
最近の規定審議会での主な決議事項	14
ロータリークラブ定款について	17
クラブの名称と所在地域	18
ロータリーの目的	19
五大奉仕部門	20
クラブ例会	21
年次総会	22
会員身分と職業分類	23
出席	24
理事および役員	25
入会金および会費	26
会員身分の存続	27
地域社会、国家、および国際問題	28
ロータリーの雑誌	29
ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守	30

組織規程の順守	31
R I 定款について	32
R I 細則について	
R I の加盟会員	33
立法手続・規定審議会	34
国際大会	35
役員の指名と選挙 一般規程	36
地区研修・協議会	37
会長エレクト研修セミナー (P E T S)	38
地区チーム研修セミナー	39
地区大会および地区決議会	40
その他の会合	41
ロータリー財団	42
ロータリー財団財団への寄付金の使われ方	43
米山記念奨学事業について	44
R L I (ロータリー・リーダーシップ研究会) について	45
特別月間の変更について	46
ロータリー年表	47
日本のロータリー年表	55
千葉県の属する地区番号の推移	56
地区内クラブの加盟承認日・歴代ガバナー	57
「ロータリーを理解しよう」発刊によせて	61

ポール・ハリスについて

ポール・パーシー・ハリスは、1868年4月19日、父ジョージ H. ハリス、母コーネリア・プライアンの次男として生まれました。父は次々と転職を繰り返した後、ジョージの父の全面的な援助をうけて薬局経営を始めましたが、経営が行き詰まり、倒産してしまいました。

1871年、父ジョージは妻と幼い娘を置いて、2人の男児を連れて生まれ故郷のウォーリングフォードの父方の祖父ハワード・ハリス、祖母パメラ・ハリスの元に行き、ポール・ハリスは、子供時代をウォーリングフォードで過ごしました。人生は持ち物で計られるものではなく、人の内側にあるもので決まり、誠実さ、儉約、寛容も友情が中心的価値観であると彼に示したのは、ここで受けた教育でした。

祖母パメラがポールに、「お祖父さんは息子に大きな望みを持っていたから、その教育のために湯水のようにお金を使って失望していた。そこにおまえが神様からの贈り物のようになって来て、お祖父さんは希望をすべておまえに託したんだよ。お祖父さんの期待を裏切ってはいけないよ。お祖父さんのためにも一生懸命働いて、立派に生きるんだよ。」と話しました。

ポールは法学部卒業式の基調講演で、「卒業してすぐに大きな法律事務所に雇われたりせず、まずは田舎町に行って5年間しつかり恥をかき、その後で都会に落ち着いて好きな事務所を選び、キャリアを築けばよい。」という話しを聞き、5年間の愚行を決意しました。

旅に出たポールは、米国北西部で過ごすうちにお金を使い果たし、サンフランシスコに行き新聞記者をしながらお金がたまと、カルフォルニア、ロスアンゼルス、コロラド、他に行き、カーボーイ、舞台俳優等、出来る仕事は何でもやりました。

フィラデルフィア滞在中に、イングランドに向ける家畜船の水夫として働き、帰国後ロンドン向かう船を見つけて乗組員になりました。憧れのロンドンに向かう船で過ごした数日は、ポールの人生で最も幸せな日々だったそうです。ニューオリンズでオレンジの収穫作業に携わっていたころ、同地を襲った嵐では、人々を安全な場所に運んだりしました。

そろそろシカゴへの移住に向けて貯金を始めなければならないと、ジャクソンビルに戻ったポールを友人のジョージ・クラークが暖かく迎え、大理石と御影石を販売する仕事を提供しました。ポールは会社の業績を伸ばし、ジョージは、自分のパートナーとなるよう話しをもちかけましたが、ポールは5年の期間が終わったという結論をすでに出していました。ジョージから今後も一緒にやってゆくなら、今よりはるかに高額の収入が得られるようになると約束しましたが、ポールは「シカゴに行くのは金儲けが目的ではなく、そこで人生を切り開くためだから」と答えました。5年の放浪生活で、ポールは空腹や寒さや孤独を、身をもって味わいました。自分の能力だけに頼って生き延びることを学び、人生とは自分から注いだだけのものを得るためだと学びました。

放浪生活の後、シカゴで法律事務所を開設したポール・ハリスは28歳でした。数年後には仕事は順調に成功していましたが、個人的な友人を見つけられず、よそ者同士が商売でも友情でも1つになれる憩いの場を求める一粒の種が、ポール・パーシー・ハリスの肥沃な心に蒔かれました。

ロータリークラブの誕生

1905年（明治38年）2月23日の木曜日は、ロータリー史上最も重要な日となりました。ロータリークラブの創立記念日です。

その日午後遅く、ポール・ハリスとシルベスター・シールはレストランで夕食を共にし、親睦とビジネスを推進するという構想について話し合いました。その2、3日前に、共通の顧客である鉱業エンジニアのガスターパス・ローアとも話しており、この案に大賛成したローアが、自分の事務所で発会式を主催することを申し出ていました。夕食後ディアボーン・ストリート127番地のユニティ・ビル7階にあるローアの事務所に行きました。ローアは友人で生地も扱う仕立屋のハイラム・ショーレーを招待していました。ローアの事務所には会議室が無く、4人は机の周りに椅子を引き寄せて座りました。

各自自己紹介の後、各自の職業とシカゴに来たいきさつなどを簡単に話した結果、その経緯は4人共驚くほど似ていました。

その後ポールが、都会で真の友人がいない空虚さ、欲得ずくの商売態度、私生活や仕事で信頼できる人物を見つける自信のなさなどを感じるままに話し、「私たちが皆かつて田舎町で味わった相互協力と打ち解けた親睦という非常に単純な構想が基本のクラブを作りたい。」そして、どのクラブとも違うクラブの結成を提案しました。

各職業もしくは1業種で一人の会員を推薦するとし、会員が人柄の誠実さを保証できるような人物だけを推薦する。こうして、このクラブは必然的に後援会となり、互恵的な取引だけでなく、男同士で互いに親睦を深められるグループとなる。1業種一人に限られるため、街一番の男性を選ぶことができる。多くの取引をもたらしてくれそうなクラブへの入会を拒む人などいまい。4人はこのアイディアに大乗り気で、2週間後に会合することに同意し、また会員にふさわしい人物を勧誘して、次の会合に連れてくることを各自約束しました。

初の会合の翌日、ポールは法律事務所の印刷を依頼しているハリー・ラグルスを訪れ、彼はクラブ5人目の会員となりました。彼はポールが死亡した時に存命していた唯一の創立会員でした。彼はまた、例会で歌を歌うことを始めた人です。2回目の会合はポールの法律事務所で開かれ、ハリー・ラグルス他2名が加わり、会員数7人となりました。

3回目の会合は、シルベスター・シールの貯炭所の事務所で1905年3月23日に開かれました。15人が出席したこの会合は、議事を話し合っ、決定を行った最初の会合という点で、歴史的に意義のある集会となりました。その決定事項の一部は、100年以上経った今も尊重されています。最初の議題はこの集まりの名称でした。様々な案が提案されましたが、最終的にロータリークラブとポールが提案し、この名前が全会一致で可決されました。

この他に、会費は徴収しない。会合を欠席した会員から50セント徴収する。会員身分は1年間有効で、毎年有資格を認められる必要がある。既存会員の一人でも反対すれば、だれも入会できず、会員身分を更新するには、毎年各自の入会記念日に4分の3の賛成票を得る必要がある。等が決まりました。この3回目の会合では理事会が選任されました。

ショーレーは、その後2回例会に出席しただけでした。ローアは健康状態が悪化して退会しました。2人とも常にクラブを応援し、ロータリーの発芽期に自分が参加したことを誇りに思うと発言しています。1年余り後には、会員数が80名に増えました。

初期のロータリークラブ

ロータリークラブ発足から5回目の会合になると、会員数が多くて会合を開ける会員の事務所が限られてきました。ホテルを会場にすることをアル・ホワイトが提案し、ホワイトがホテルの支配人に話しをつけて、バルコニーにある会議室をクラブに無料で使わせるように説得しました。これが大成功でした。その後はホテルを会場とし、夕食も出されました。これが7月と8月を除いて（理由は分かりませんが、夏季は例会を開催しなかったようです）、例会は通常一週おきに昼食または夕食を兼ねるというもう1つの伝統の始まりです。間もなく、会員数の増加のため、ホテルを恒久的な例会場にすることを決定しました。

1905年のある秋の夜、例会で一時的な静寂が訪れました。その時ハリー・ダグルスが自ら立ち上がって「おい、みんな、歌おう！」と、当時流行っていた歌を何曲か音頭を取って歌いました。以来、例会での合唱は、ロータリーの伝統となりました。

初期のロータリーでは、互恵的なビジネス取引が1つの中心テーマでした。会員間の取引を統計係が記録していました。ポール・ハリスはクラブに正式な骨組みが必要だと認識し、定款・細則を草案し、これが1906年1月に採択されました。この中に書かれているロータリーの綱領(目的)は、2つだけでした。

1. 本クラブ会員の事業上の利益の増大
2. 通常社交クラブに付随する親睦およびその他の特に必要と思われる事項の推進

1906年4月に、ツイードはドナルド・カーターを紹介するために彼の事務所を訪れました。カーターは、クラブの目的について質問し、ツイードが会員のビジネス推進と親睦の2つだと答えると、カーターは「こういうクラブは会員以外の人役に立つようなことができれば将来性があると思う。クラブは、何か公共の奉仕をするべきだと思う。」と述べました。ツイードは、当座だけでなくその百年後にも意味を持つ提案を即座に行いました。「是非クラブに入ってくれたまえ。おそらく君が考えるように定款を改定できると思うから。」と。カーターは1906年5月クラブに入会し、1907年に加えられた第三の綱領(目的)を草案しました。

3. シカゴ市の最大の利益を推進し、シカゴ市民としての誇りと忠誠心を市民の間に広める。

これがロータリー史における大転換となりました。「社会奉仕の父」として知られるようになったドナルド・カーターを牽引力として、第1号ロータリークラブは、情熱的に公共奉仕の理念を受け入れました。間もなく公衆便所を建て、恵まれない子供たちを助け、貧民街の住民に食べ物の詰まったバスケットを用意して届けるようになりました。

この時点でロータリークラブは非営利法人として登録されており、会員数140名を超えていました。ポール・ハリスは、このようなクラブの概念自体に、またその名前や目標や会員基準や活動に影響を与えました。

ポール・ハリスは、さらに大きな可能性に思いを馳せていました。シカゴにこれ程の影響を与えているのなら、他の大都市でも同じものを作ったらどうか。こう考えたポールは、他の都市にいる友人に手紙を宛てたましたが、この役目を買って出ようとする者はいませんでした。シカゴの会員に提案すると、大きな反対にあいました。彼らは友人を作り、地元の商人仲間から仕事を得る為、そしてシカゴの街を良くするために加入したのだ。ニューヨーク等でクラブを開始するために時間や労力を割いて、何の利益があるろう？ と。

全米に拡大

ポール・ハリスは、若いセールスマンのマニエル・ムノズがサンフランシスコへ出掛けると聞いた時、「そこで誰かにロータリークラブを始めるよう勧めてくれないか？」と頼みました。この当座の提案が、ロータリー運動の形態を永久に変えることになりました。

サンフランシスコに到着したムノズは、ホテルにチェックインし、ロビーでテーブルを挟んだ向かい側の男性に道案内を請いました。こうしてムノズは弁護士のホーマー・ウッドに出会いました。滞在中のマニエルは、ポール・ハリスの要請を思い出し、その時出会った弁護士のホーマー・ウッドにロータリークラブについて語りました。「ここに働き手がおり、ロータリーの種を播く肥沃な大地があると思いついたのです。」とムノズは述懐しています。若い弁護士には、これが非常に興味深いアイディアに思われました。ムノズはシカゴのポール・ハリスに手紙を書くよう勧めました。

ホーマーの手紙がサンフランシスコから届くと、ポール・ハリスは天にも上る思いでした。彼はただちに返事を書き、シカゴ・ロータリークラブの定款・細則を同封して送りました。この書簡が届くと、ホーマーはこれを持って親友のチェスター・イールシー博士を訪れ、このようなクラブのサンフランシスコにおける可能性をどう思うか意見を求めました。

それから数ヶ月間、ウッドとポールの間で頻繁に手紙のやり取りをしました。ポールの励ましの言葉とホーマーの情熱とビジョンが、世界第2のロータリークラブを現実に近づけていました。1908年11月12日にサンフランシスコ・ロータリークラブは発足しました。

ホーマー・ウッドとアーサー・ホルマンは、サンフランシスコでの発足記念晩餐会から2週間も経たないうちに、入り江を挟んだ向かい側の街オークランドでもクラブを発足するよう25名の業界指導者、友人、顧客を説得しました。1908年12月4日、第3のクラブが発足しました。このクラブは、アニルダ、バークレー、オークランドという隣り合う3都市から会員を集めていたため、「トライ・シティ（3都市）ロータリークラブ」と名付けました。1911年8月に、クラブ名が「トライ・シティ」から「オークランド」に変更されました。

その後シアトル、ロサンゼルス、ニューヨーク、ボストン、タコマ、ミネアポリス、セント・ポール、セント・ルイス、ニューオリンズ、カンザス・シティー、ポートランドと、次々に新しいロータリークラブが発足しました。

全米に16のロータリークラブ、会員数1,800名になりました。ほとんどのクラブがシカゴクラブの定款・細則をほぼそのまま採択していましたが、義務付けられたものではありませんでした。クラブがまだない街では、だれでもロータリーと名付けることができ、ロータリーの名でさまざまな好ましからざる行いがされる危険性がありました。そこで、全米のクラブは全国大会を開催し、連合会の目標や規模について民主的な討議を行ったうえで、この連合会を発足させることに同意しました。シカゴこそ、その大会の開催場所にふさわしく、1910年8月15日に開始ということで合意しました。5月に大会の計画を行う行政委員会が指名され、全米ロータリークラブ連合会の結成につながる議題が設定されました。8月に16クラブのうち14クラブから代表委員が出席し、議決権のある代表議員、立会人、ゲストが地域レベルでロータリーのパイオニア活動を目撃したにもかかわらず、今、この時こそロータリー史の新たな一章が書かれると信じてやってきました。

全米ロータリークラブ連合会 全国大会

まだ名もない連合会の大会を組織し、全米から訪れる代表委員を迎えるのは容易いことではありませんでした。現在とは違って電報と手紙が主な通信手段であった時代にはなおさらでした。

1909年晩秋に、シカゴ・ロータリークラブのチェスリー・ペリーが拡大委員長に任命されましたが、これはロータリー史上最も意味深い人選の1つと言えることになりました。後にポール・ハリスは、チェスが自分の職場で1日働いた後、ポールの法律事務所にやって来て、「毎日夜更けまで働いた」と述懐しています。世界中からクラブ新設についての問い合わせの手紙が何百通と届いていたし、その上、2人は大会の計画や全米連合会の案の検討に無数の時間を割いていました。それはまた、ポール・ハリスを牽引力とする組織からさらに民主的に運営される組織への移行の始まりでした。「ロータリーで、私以外の人物が何かを率先したのは、あの時が初めてだった。チェスは、ああしろ、こうしろと指示されることを喜ばない。彼は進んで何でもした。第一回大会の招集のために、私よりはるかに多くの仕事をこなした。もちろん私にはチェスが必要だった。私はほとんど疲労困窮していた。」1925年にポールはこれを認めて、このように言っています。

1908年6月28日に、チェスは、「最もよく奉仕する者、最も多く報われる」というロータリーの初期のスローガンを生み出したアーサー・フレデリック・シェルドンと共に入会しました。チェスは、間もなくクラブでおろそかにはできない仕事があれば、決まって任されるようになりました。全米連合会、組織的な拡大計画、将来の展望を描く大会の必要性など、重要な要件はほとんどチェスが担当しました。

1910年の大会に、シカゴ・ロータリークラブはさまざまな手配の手伝いを会員に依頼しました。大会には60名のロータリアンと同数の夫人、そしてゲストが参加登録をしました。16クラブのうち14クラブから代表委員が参加し、残りの2クラブは、彼らの意見を代表する代理人を指定しました。クラブは会員50名につき一人の代表委員を送る権利を持ち、皆が平等なパートナーとして大会に臨みました。代表委員は熱心に働きました。定款・細則委員会の会合の中には、朝の4時まで続いたものもありました。地元クラブでやりたい放題にやるのに慣れていて一部の代表委員は、新規則を導入する案に反対しましたが、論争が過熱しても、常に礼儀と経緯は保たれました。○社会活動、○会員資格と会員増強、○会費、○会員間の互惠取引、○徽章、○役員への報酬、○ロータリークラブを設立できる都市の人口規模、○1都市に設立できるクラブの数、等についての討議が行われました。

火曜日の夕食の後、基調講演者ダニエル・キャディ（ニューヨーク・ロータリークラブ）が、「80年のうちにロータリーは地球を一周し、その時にはロータリーの輪に1,000本の輻（や）が生えているでしょう。」と語り聴衆を湧き立てました。彼の予測は69年外れました。1,000番目のロータリークラブは1921年に加盟したのです。

アーサー・フレデリック・シェルドンがスピーチを行いました。彼はこのスピーチの中ほどで、「人は他人に利益をもたらすことこそが、正しい経営学であるということを理解するようになります。最もよく奉仕する者が、最も多く報いられるということを理解するようになります。」と語り掛けました。

事務長 チェス・ペリー

全米ロータリークラブ連合会の設立を承認し、会長に指名されたポール・ハリスを筆頭に、第1期の役員が全会一致で選出されました。選出された理事たちは、翌日初の会合を開き、連合会の運営を担当する事務長の選考に当たりました。役員の中の誰の目にも、チェスリー・ペリーが適任でした。チェスは自分の職場に復帰するや否や、理事会の会合が開かれていたポール・ハリスの事務所に来て欲しいという伝言を受け取りました。理事会からチェスに、適切な候補者が見つかるまで臨時にこの任務を引き受けて欲しいと要請があり、彼は了解しました。チェスの「臨時」の仕事は32年間続きました。チェス・ペリーは「自分の希望に反して」1911年の大会で事務長として再選、1912年の大会でもまた再選され、こうして1942年に彼が65才で断固として退任を主張するまで毎年再選されました。

この任務を引き受けた1910年には、チェスはロータリーの仕事はすべて自分の事務所で行っていました。チェスが事務長を務めた初年度に受け取った書簡は2,500通、送った書簡は6,000通以上と報告しています。チェスはこれをすべて1台の手動タイプライターで打ったのです。

ポール・ハリスはその後今日まで続けられてきた伝統を始めました。全米連合会の会長としての第1期中途で、ポールは6,000単語の「合理的ロータリー主義(Rational Rotarianism)」という書物を執筆し、異なる業種に対するロータリーの魅力を分析しました。これは純粋にポールらしい本でした。

「もし私が神の導きで、いつの日か巨大なコロシアムの演台に立ち、すべてのロータリアンの目を見ながら私が一言だけ語ることを許されるなら、一瞬のためらいもなく、私は大声を張り上げてこう叫ぶ——『寛容』と。」これが冒頭の言葉でした。

ポールはチェスにガリ版でこのエッセイを印刷して全米23クラブの2,000人のロータリアン全員に郵送するよう依頼しました。ペリーは資金のないことを指摘しましたが、このエッセイをパンフレット形式に作り、新聞のように未使用のスペースに有料広告を掲載することにして、スポンサーを募ってはどうか？ 直ちに実物大の見本を作り上げ、所属クラブの仲間に見せるとその中の数人が広告スペースを購入したいと申し出ました。

「ザ・ナショナル・ロータリアン(The National Rotarian)」創刊号は1911年1月にロータリアン全員に郵送されました。ペリーの名案によって、この印刷と発送すべてがわずか25.44ドルの純費用で賄うことができました。彼はこれを一回限りの仕事だと考えていました。しかしリクエストが多く、1911年7月に第2号を郵送しました。

1911年8月のポートランド大会で、代表委員は全国誌を定期発行する案を全会一致で承認しました。各ロータリアンの会費に上乗せする金額は、わずか25セントでした。ペリーは何年も雑誌の編集者、主任広告セールスマン、発行者を兼任したことは、偉大な手柄というほかありません。上乗せされる会費での事務所の運営は無理で、チェスは事務所を開けておくだけで、816.75ドルを自己負担していました。

チェス・ペリーがいなければ今日のロータリーは無かったかも知れません。ポール・ハリスは「もし私のことを国際ロータリーの設計者と呼んでもいいとしたら、チェスも同じように国際ロータリーの施工者と呼んで間違いはないでしょう」と記しています。

定 款 と 細 則

初期のロータリーには定款も細則もありませんでした。その後「私たちは自分たちの規則を完全に理解した紳士協定を作成しようと思いました。会員は公開の会議で、口頭票で選ばれる。一票でも反対票があれば、入会できない。」ということが決まりました。

ある日、卓話者が建築材料としてレンガよりも材木を用いることの有利性について話していたところ、熱狂した一人の会員が立ち上がり、クラブがこれを支持するという決議案を提出しました。会員らはこの決議案を採択することを票決しました。1週間のうちにレンガ工から苦情が相次ぎ、クラブは「今後は決議案を可決する前にまず理事会に相談する。」という規則を可決しました。

全国的な運営組織のなかった最初の16クラブは、一般に、シカゴクラブの定款と細則をそのまま採用していました。義務付けがあったためではなく、その方が手取り早かったためでした。その後3カ国に36クラブを有する規模に拡大しましたが、各クラブがそれぞれ独自の定款と細則を掲げていました。

定款があるということは、必ずしもすべてのクラブがこれを使い始めたというわけではありませんでした。1915年、国際連合会は、加盟クラブに300の定款があり、したがって目標も200組（注：数多くの、と解します）あることを発見しました。ロータリーが目指したのは数多くの目標や原則に沿う異なる組織ではなく、一つの統一された運動になることでした。

ロータリークラブ国際連合会の定款と細則を起草する委員会の委員長にアーチ・クランプを任命し、1915年サンフランシスコ大会で委員会の報告書を発表しました。代表委員が全会一致でこれを採択しました。それから1年のうちに、委員会は各ロータリークラブのモデル定款・細則となるものを作成しました。クラブの名称、綱領(目的)、会員資格と分類、区域限界、特定の政見支持の禁止等、重要な項目は標準化しました。1916年シンシカティ大会の代表委員がモデル定款・細則を採択し、全ての新設クラブにこの採用を義務付けました。「既存のクラブは既得権が認められる(連合会に残ることが許可される)が、地元クラブ定款に今後変更を行う場合は、国際連合会理事会の書面による承諾を得なければならないと決めました。

1922年の大会で、全てのクラブに対して『標準クラブ定款』の採用が義務付けられました。しかし、1922年6月6日より前にR Iに加盟したクラブは、クラブ独自の異なる規定の下に運営する資格を有するが、標準クラブ定款に近づけるため以外にはクラブで改正できない、とR I細則に規定されています。R I試験的プロジェクトに参加しているクラブも独自の定款を採用することが出来る旨の規定がありますが、試験的プロジェクトが完了した後のクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款としなければならなりません。

国際ロータリークラブ連合会の新しい定款で最も根本的な変更は、ロータリーを地区と呼ばれる10の地理的単位に分けたことでした。これによって、連合会の綱領(目的)を推進し、クラブを新設し、既存クラブの利益を増進し、それらを国際連合会理事会の一般的な監督の下で行うために「地区ガバナー」という新しい肩書きが創出されました。現在も、地区ガバナーは国際ロータリー理事会と地域のロータリアンとの間のリンクとして機能しています。長い年月のうちに、ロータリーの定款は何度か改定されましたが、部分的修正を除き、改定は軽微なものでした。

ロータリーの綱領(目的)

1906年に採択されたシカゴクラブの最初の定款は、次の2つの綱領(目的)でした。

1. 本クラブ会員の事業上の利益の増大
2. 通常社交クラブに付随する親睦およびその他の特に必要と思われる事項の推進

シカゴクラブは、年内に3つ目の綱領(目的)を付け加えました

3. シカゴの最大の利益の推進、及び市民の誇りと忠誠とを市民の間に広めること

1910年の全米ロータリークラブ連合会の第1回大会に出席した代表者たちは、この新組織の5つの目標を設定しました。

1. クラブの新設
2. 全クラブの共通の利益の推進
3. 市民としての誇りと忠誠心の奨励
4. 高潔なビジネス方法の推進
5. 個人会員の事業上の利益の増大

奉仕の理想への関心が高まるにつれて、ロータリアンは他者を援助する活動への関与を深めて行きました。1915年サンフランシスコ大会で、代表者たちは第5の目的を拡充し、第6の目的を付け加えました。

5. 地域社会の公共の福祉に対するクラブ会員の関与を高め、かつ、市、社会、商工業の発展のために他の人々と協力すること
6. 同僚や社会一般のために奉仕したいという意欲を起こすよう会員を鼓吹すること

1918年、国際連合会は再び改定を行い、綱領(目的)は4点にまとめられました。しかし、クラブとプロジェクトが急激に増大したため、この綱領(目的)は間もなく不適切となり、再び6点から成る綱領(目的)に改定されました。その後、ロータリーは繰り返し、組織自体の定義を微調整し、1951年にその最も重大な最後の変更が行われました。「ロータリーの目的は、「意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある」という実際ただ1つの綱領(目的)があると決定されたのがこの時でした。この崇高な目的を前面に打ち出した後、ロータリアンが綱領(目的)を成就する4分野が次の通り説明されました。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々奉仕の理念を実践すると；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

⇒ 2013年版手続要覧では、ロータリーの綱領がロータリーの目的に、本文も変更になりましたが、単なる日本語訳の変更で、英語版の正文が変更になったものではありません。新しい日本語訳はロータリーの目的がはっきりして、大変分かりやすくなったという印象です。上記は、新しい日本語訳です。

奉 仕 へ の 転 換

当初の綱領(目的)に多くの変更が行われた第一の理由は、「自己」から「奉仕」への姿勢の大転換でした。ロータリーは互いの交流を楽しみとした男性グループとして始まりました。これが、会員の事業をお互いに後援するという要素を持ったことは自然のことでした。初期シカゴ・ロータリークラブの職業分類表には、このようなことが書かれていました。「会の仲間との交際を深め、彼らから取引を得ようとせよ；彼らも同様にするであろう。会の仲間のために、出来る限りの友人・知人のあらゆる取引に影響を与えよ。ロータリーでは互惠精神が強靱である。」と。ロータリークラブ結成の目的は、正に互惠取引と会員間の親睦でした。

しかし、間もなく、一部の会員は、会の仲間だけと取引するという圧力に抵抗し始め、1911年にはロータリーの閉鎖性を批判する新聞記事が相次いだこともあり、ポール・ハリスはクラブに互惠取引の中止を呼びかけました。彼は全米連合会会長の仕事納めとして、会員間取引の記録をつけた統計係をクラブ役員の一覧から取り除きました。全米連合会が創立され、組織全体として奉仕への方向転換が打ち出される前から、初期のクラブの会員はクラブの域や個人的利益を超えて、地域社会の貧しい人々への援助を開始していました。ポール・ハリスは、「私にとって、事業上のメリットという問題は、すっかり忘却された。私も仲間と同じように、受けるよりも与えることを強調するようになった。」と書いています。

1907年にシカゴで始まった細波が10年後、大きな波になりました。何百というクラブが何千ものプロジェクトを採用し、ロータリーを社会奉仕と倫理的な事業行為という2つの目標に駆り立てるようになっていました。

1912年に「ザ・ナショナル・ロータリアン」が月刊誌となると、この火は更に煽られました。ペリーは紙面を利用して各クラブが寄稿するプログラム成功例を掲載し、他のクラブが地元でプロジェクトを開始する際の参考にできるようにしました。

ポール・ハリスは、「ある人物のビジネスは、その人の人となりの最善かつ最も真実なる表現であるというのがロータリアンの考えである。事業生活が潔癖であれば、社会生活もそうである可能性が高い。ロータリークラブの会員の人格は高い水準に維持されなければならない。ロータリークラブの会員からあなたの友人や私の友人が生まれるからだ。」と、1912年に書いています。

間もなくロータリアンとクラブと国際連合会は、倫理をロータリーの柱に組み入れるよう求めるようになりました。1913年の大会で、国際連合会の第2代会長は、ロータリーを「実業界の古い秩序から新しい秩序への固く頑丈な架け橋」と形容し、後任に倫理規定を設定するロータリアン委員会を任命するよう呼びかけ、満場一致でこの決議案を可決しました。

一人の発想が、10年も経たないうちに巨大な規模に発展していました。夢は今や実現しつつありました。1912年には、ロータリアンは親睦のある楽しいクラブの一員というだけでなく、自分たちの手でよりよい世界を築けると信じ初めていました。

1915年には、ロータリーは一人の孤独な男が3人の友人に提案したアイディアから、数百のクラブと数千人の会員を抱える国際組織に発展していました。緩やかに定義されていた初期の運動には、今や統一された定款、細則、綱領(目的)、倫理規定、今日の五大奉仕部門の3つであるクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕という骨組みができていました。

五大奉仕部門

奉仕への転換がされ、ロータリーは大きく変化しました。1927年の大会で、目標設定計画が採択されました。この目標設定計画は、ロータリーが3車線道路に似ているというものです。ロータリアンがクラブで奉仕できる車線、職業で奉仕する車線、地域社会で奉仕できる車線というものでした。

1928年のミネアポリス大会では、国際奉仕を以降「ロータリーの四大奉仕部門」と呼ばれるようになった奉仕部門の最後の項目として承認され、次の四大奉仕部門になりました。

- クラブ奉仕：会員はロータリーについて教育を受け、親睦が奨励され、各種委員会がクラブ運営を司る。
- 職業奉仕：会員は各自の職業で、倫理、奉仕、向上という組織の理想と結ばれる。
- 社会奉仕：奉仕の真髄であり、ここで世界のあらゆるロータリークラブが地域社会の良き隣人として行動する。
- 国際奉仕：1921年エジンバラ大会で加えられた綱領(目的)であり、ロータリアンが各自の地域社会を超えて各国間の平和、民族間の理解、飢餓・苦難・病気の解消を唱道する。

80年以上の間、ロータリーは四大奉仕部門として続けてきました。その後2010年規定審議会で、第5の奉仕部門として青少年奉仕を導入することが決議されました。現在の五大奉仕部門は、次の通りです。

クラブ奉仕 (CLUB SERVICE)

クラブ奉仕は、クラブの機能を充実されるために、クラブ内で会員がとるべき行動に関わるものである。

職業奉仕 (VOCATIONAL SERVICE)

職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を高め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員は、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行う。

社会奉仕 (COMMUNITY SERVICE)

社会奉仕は、クラブの所在地域または行政地域内に住む人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

国際奉仕 (INTERNATIONAL SERVICE)

国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培い、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動からなるものである。

青少年奉仕 (YOUTH SERVICE)

青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プロジェクトを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたされることを認識するものである。

決 議 23-34

元R I会長のハロルド・トーマスは、著書ロータリーモザイクの中で「ロータリーの歴史を立体的に考察してみると、1923年にかの有名な決議23-34を採択した時にロータリーは青年に達したといえそうである。決議23-34はあらゆる意味において、すばらしい労作であった。この決議の中には“一体なぜロータリーを必要とするのか？そして、ロータリーの基本方針とプログラムはなぜかく定められているのか？”という疑問に対する回答が含まれている。ここでも必要はその求むる人を生んだのであった。」と記しています。

「決議23-34は、6つのパラグラフから成っているが、原理という観点からするロータリーの説明として、この決議の第1パラグラフをより良く書き改めることは、おそらく我々の中誰一人としてこれを良くするものはあるまいと思う。」とトーマスは書いています。

1910年代になって、実践の伴わないロータリーの理念に飽き足らない人たちから、クラブとしての金銭的奉仕や身体的奉仕を積極的に取り入れるべきであるという考え方が台頭してきました。これらの実践派は、1912年大会に身体障害児救済事業をロータリーは一丸となってあたるべきだという決議案を提出し、これが採択されました。このため、ロータリー創立の理念を守るべきだとする派との対立が深まりました。ロータリーは分裂の危機に瀕しました。この対立が収拾がつかない状態になることを回避するために、両者の考え方を調和させるとともに、従来からある奉仕部門の考え方や行動を整理し、調和された決議23-34によって、論争の終止符が打たれました。

決議23-34は、「社会奉仕に関する1923年の声明」というタイトルになっていますが、この決議が採択された当初のタイトルは「本来の諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則」というものでした。これが、1926年の大会で現在のタイトルに変更されました。

採択当初のタイトルの「本来の諸活動に対するロータリーの方針の再確認」は、決議23-34の序文と第1パラグラフの内容をさして、後半の「国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則」は、第2から第6パラグラフまでの内容をさしています。このことから、決議23-34は単に社会奉仕に関する声明ではなく、ロータリーの奉仕活動全般に関するものと言えます。

決議23-34は、組織規程（R I定款、R I細則、標準ロータリークラブ定款）ではなく、決議というものですから、組織規程のような強制力を持つものではないと言えます。しかし、ロータリーの奉仕活動全般に関する声明であり、極めて重要な決議と言えます。

手続要覧2013年版では、理事会は、「社会奉仕に関する1923年の声明」の歴史的価値に鑑み、これを今後発行される「手続要覧」に掲載するよう、事務総長に要請した。と記載した後に、決議23-34を掲載しています。この記述は以前にはなかった部分で、ロータリー章典に記載されているものです。決議23-34を次ページに記載します。

ロータリー章典ですが、日本語版が2007年1月にウェブ上にアップされ、2009年7月まで、毎年1回更新されていました。しかし、その後はアップされなくなりました。この日本語版をアップしたのはR Iの試験的プログラムでしたが、利用者数が少なかったとみえて終了されたことは、大変残念に思います。

社会奉仕に関する 1923 年の声明

理事会は、「社会奉仕に関する1923年の声明」の歴史的価値に鑑み、これを今後発行される「手続要覧」に掲載するよう、事務総長に要請した（ロータリー章典8.040.3.）。

社会奉仕に関する1923年の声明（1923 Statement on Community Service）

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。
- 2) 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。
まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実例を団体で示すこと。第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。
- 3) R I は次の目的のために存在する団体である。
 - a) ロータリーの奉仕の理念の擁護、育成および全世界への普及。
 - b) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
 - c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、R I 定款に掲げられているロータリーの目的の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。
- 4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

- 5) 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてR Iは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。
- 6) 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。
 - a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。
 - b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
 - c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
 - d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
 - e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。
 - f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられるほかのすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
 - g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである(23-34、26-6、36-15、51-9、66-49)。

最近の規定審議会での主な決議事項

2004 年規定審議会

クラブ定款関係

- Eクラブの活動(Eクラブのホームページ閲覧)を30分間行った場合メイクアップの対象になる。04-18(定款9条1節(a)(7))
- ロータリー親睦活動(クラブの親睦活動ではありません。R I 理事会から公式認定された親睦活動グループです。)を例会出席とみなす。04-19(定款9条1節(a)(2))
- 出席記録から、会員の理由ある欠席を除外する。04-29(定款9条5節)
- クラブの名称または所在地の変更は、3分の2の賛成投票とする。04-35(定款19条2節)
- P E T Sに欠席した会長エレクトは、会長に就任できない規定が設けられた。(クラブ定款第10条第5節(C))
- クラブ会長ノミニーの称号が新設された。04-50(クラブ定款第10条 第5節(b))

R I 細則の改正

- クラブの合併の規定が設けられた。04-46(R I 細則第2条 2.060.) ⇒ 合併したクラブが、その記録史料の一部として、元の1クラブあるいは全クラブの名称、加盟日、R Iの徽章およびその他の記章を保持することを許可する。
- ガバナーノミニーを、ガバナーに就任する日の直前24ヵ月以上36ヵ月以内に選挙する。04-333(R I 細則第13条 13.010)
- 人頭分担金が改正された。04-370(R I 細則第17条 17.030.)
- 人頭分担金は最低10名分支払う。04-387(R I 細則第17条 17.030.02)
- R I 役員に対する謝礼の廃止。04-467

2007 年規定審議会

クラブ定款関係

- 一般に認められている祝日にクラブ例会を取り止める権限をクラブ理事会に与える。07-11(定款6条1節(c))
- 各半期例会の50パーセント以上の出席を会員に義務づける。07-14(定款12条4節a)
- 出席記録の算定に、理事会が認めた理由ある欠席は出席記録に含める。07-16(定款9条5節)
- クラブ定款に四大奉仕部門を含める。07-29(定款5条)
- クラブ名称及び所在地を改正する際にガバナーに相談する。07-30(定款19条2節)
- 会長ノミニーと会長エレクトの任期を明確にする。07-44(定款10条5節(b))
- 会長エレクト研修セミナー及び地区研修・協議会に出席した後継者が選出されるまで会長が引き続き役職に止まる。07-46(定款10条5節(C))
- 人頭分担金が改正された。07-283(R I 細則第17条 17.030.1.)
- 比例人頭分担金を、1ヵ月につきR I 人頭分担金の12分の1の割合で支払う。07-287(R I 細則第17条 17.040.2.)

2010年規定審議会 決議事項

クラブ定款関係

- 研修・リーダーシップ委員会の設置をクラブに奨励する。10-01（この決議案の内容を、次に記載します。）
- Eクラブを規定し、1つの地区にEクラブは2つまでとする。10-06（定款2条、第3条、第6条、第9条）
- クラブの名称または所在地域の改正案の通告をガバナーに通告することを義務付ける。10-07（定款第19条 第2節）
- 直前会長をクラブ役員ならびに理事会メンバーとする。10-11（定款10条第4節）
- 出席規定の適用の免除に関する規定の改定。10-26（定款9条第3節）
- 出席記録の算出に関する規定を改定。10-27（定款9条第5節）
- 会員身分の終結に関する規定の改正。10-56（定款12条5節）
- 新会員対象に研修セミナーの実施をガバナーに奨励する件。10-65（この決議案の内容を、次に記載します。）
- 新世代奉仕を追加し、五大奉仕部門とする。10-87（定款5条）

R I 細則の改正

- クラブが性的指向に基づいて会員身分を制約することをなくす。10-40（R I 細則 4. 070.）
- 人頭分担金を増額する件。10-127（R I 細則第17条 17. 030. 1.）
- 米国およびカナダ内の会員は、インターネットを通じて機関雑誌を受け取れる。10-183（R I 細則第20条 20. 030.）

2010年規定審議会で採択された決議案の内、2つの決議案を掲載します。

採択決議案 10-01

研修・リーダーシップ委員会の設置をクラブに奨励するようR I 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブ・リーダーシップ・プランが推奨する常任委員会に加えて、研修・リーダーシップ委員会を設置するようクラブに奨励することを検討するものとする。新会員も古くからの会員も含め、R I ならびにロータリー財団の目標、規則、リソースに関する知識が欠如しているロータリアンが多く見られる。これは、クラブが徹底した定期研修を継続的に提供していないことに起因している。さらに、クラブ会長などといったクラブの責務を引き受ける前に、指導力を改善する機会が与えられていないロータリアンが多すぎる。（フランス Lille-Europe ロータリークラブ提案）

採択決議案 10-65

新会員対象に研修セミナーの実施をガバナーに奨励する件

近年、多くのクラブで、クラブの会員教育能力や指導力の低下、会員増強の早急化等で、新会員に対し、入会前後に満足な教育が行われていない。

その結果、少なからぬ新会員はロータリーに対する基本的な知識、理解が乏しく、クラブ

への愛着、例会出席への意欲が感じられない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、このような状況を踏まえ、入会3年未満の会員に対する研修セミナーの開催を、地区ガバナーに推奨することを検討することとする。こうした地区研修セミナーにより、新会員の資質が向上し、クラブ例会の活性化に貢献し、ひいては会員増強へと結びつくものである。(日本 加古川平成ロータリークラブ提案・一部修正採択)

2013年規定審議会

クラブ定款関係

- クラブ幹事をクラブ役員とし、理事会のメンバーとする。13-02、10-03 (定款第10条 20.030.)
- 元クラブ会員の2度目の入会金を免除する。10-08 (定款第11)
- 出席規定に奉仕の要件を含める。13-12 (定款第9条、第12条 第4節(a))
- 病気の場合、最長12か月間出席規定の免除とされる。13-22 (定款第9条 第3節(a))
- 出席規定の免除の規定の65歳以上を要件から除外。13-23 (定款第9条 第4節(b))
- 理事会承認の欠席、病気等の欠席の場合、出席記録に含めない。13-28 (定款第9条 第5節)
- 衛星クラブについての規定の新設。13-32 (定款第1条、第10条 他)
- 仕事をしたことがない人等を正会員として認める。14-43 (定款第5条 第2節)
- 「新世代奉仕」を「青少年奉仕」とする。13-69 (定款第5条)

R I 細則の改正

- 証明されたクラブ報告をクラブ会員に配布する。13-01 (R I 細則第17条 17.020.)
- 名誉会員がR I 徽章を着用することを認める。13-53 (R I 定款第13条 第2節)
- 各地区におけるEクラブの制限数をなくす。13-54 (R I 細則第2条 2.010.1)
- 「地区協議会」という言葉を、「地区研修・協議会」に変更する。13-58 (R I 細則第15条 15.020.)
- ガバナーの任務に、クラブ定款および細則が、組織規程を順守していることを確認する。13-86 (R I 細則第15条 15.090.)
- ガバナーノミニー・デジグネートの肩書きの新設。13-80 (R I 細則第13条 13.010)
- 副ガバナーを新設する。13-100 (R I 細則第6条 6.120.3.)
- 印刷された雑誌を受け取るか、インターネットを通じて受信するかを選択肢を、米国およびカナダ以外の国にも与える。13-119 (R I 細則第20条 20.030.1.)
- 人頭分担金が改正された。13-126 (R I 細則第17条 17.030.1.)
- 各クラブが支払う半期人頭分担金の最低額をなくす。13-128 (R I 細則第17条 17.030.2.)

クラブ定款について

標準ロータリークラブ定款は、皆さんのクラブの定款です。この定款の内容について理解して頂くために、次ページ以下に解説を記載しました。解釈に関する部分は、私の私見ですので、あらかじめご承知ください。

皆さんのクラブは国際ロータリー（以下、「R I」とします。）に加盟しています。200以上の国と地域に、クラブ数 34,558、会員総数 1,220,115 人(2014年10月1日R I公式発表)に達している巨大組織と言えるロータリーですが、これらの全世界のクラブが独自の定款で運営していたら、ロータリーが目指した目標や原則に沿わなくなってしまう。統一した運動になるように、標準ロータリークラブ定款を定め、クラブはこの定款を採用しなければならないとしています。

3年に1度規定審議会が開催されます。この規定審議会は世界中の約 535 地区から一人ずつの代表議員が出席して、クラブ、地区大会、R I 理事会等から提案された立法案を審議します。この規定審議会でもクラブ定款の改正案が可決されると、審議会閉会後の7月1日に、クラブ定款の改正が効力を生じます。

皆さんのクラブのクラブ活動計画書の中にクラブの定款を印刷されていますが、その内容が最新のものになっているかどうか確認する必要があります。確認の仕方は、2013年度版の手続要覧の黄色のページ（200 ページ以降）に記載されていますので、その内容と皆さんのクラブの定款が一致しているかどうかをチェックしてください。

Eクラブの規定が承認された2010年版手続要覧から、第2条、第3条、第6条、第9条の各規定は、2つの規定を併記してあり、その内の1つを選択することになりました。これらの規定をクラブ定款にどのように記載するかですが、2つの方法が考えられます。

- ① 手続要覧に記載されている通りに両方の規定を記載して、選択した方の規定に☑マークを入れる方法。
- ② 選択した方の規定のみ記載する方法。

これらの方法の内どちらを採用するかについて、私は ② の方法を採用することをお薦めしています。標準ロータリークラブ定款は、1字1句そのまま記載すべきであるという考え方があります（R I 日本事務局でもこれを採用するように勧めているそうです）が、どちらかを選択した場合に、選択しなかった方も記載すべきとなります。私は、選択しなかった方の規定は効力はありませんから、これを記載する必要はない、という考えです。

クラブ定款の規定を改正したい場合には、規定審議会に提案する必要があります。例えば、出席義務規定の免除の規定（第9条第3節）は、現在は年齢 65 歳以上という制限はありませんが、この規定は 2010 年の規定審議会でも年齢 65 歳以上という制限が可決され、その次の 2013 年の規定審議会ではこの制限が撤廃されました。1 業種 1 会員制度が、1 業種数人制になったことを嘆く方が結構おられます。これらの規定を元に戻すべきだという場合には、是非とも規定審議会に提案して頂きたいと思います。皆さんで定款を良く検討され、改正すべき部分は、規定審議会に提案して頂きたいものです。

クラブの名称と所在地域

標準ロータリークラブ定款（以下「クラブ定款」とします。）第2条にはクラブの名称、第3条にはクラブの所在地域の規定があります。この第2条と第3条は、何れも2つの規定の内どちらか1つを選択することになっています。現在はEクラブがありますので、どちらのクラブでも使えるようにこのようになっています。クラブ活動計画書にどのように記載すべきかについては、前頁に記載しましたので、ご確認ください。

クラブ定款第2条クラブの名称と第3条所在地域だけは、クラブが一定の手続きによって変更できる規定です（クラブ定款第19条 第2節）。他の規定は、皆さんのクラブの定款でありながら、これを自由に変更することはできません。これについても前ページに記載しましたので、ご確認ください。

クラブの名称は、クラブの所在地域を特定するもので、地図で容易に確認できるものとし、その地域に不案内な人にもクラブの大体の所在地が把握できるものとするべきであるとされています。正式な形式でのクラブ名称は、「(地域社会) ロータリークラブ」です。名刺等に英語表記する場合は、「Rotary Club of (地域社会)」となります。現在の皆さんのクラブ名称は、R I から正式に承認されています。クラブの名称変更は、一旦承認された後は、国際ロータリー（以下、「R I」とします。）およびクラブ双方の同意によるほか、これを変更することはできません。

第2790地区内クラブで、R I 加盟承認後名称を変更したクラブは、天羽⇒富津、大佐和⇒富津中央、本埜⇒印旛中央（その後解散）、沼南⇒柏東、横芝⇒成田空港南があります。市町村合併等により、地域の名称が変更になったケースが多いようです。

クラブ定款第3条に、クラブの所在地域の規定があります。以前は区域限界と言っていましたが、2001年規定審議会で変更になりました。

各ロータリークラブは、ある一定の場所（地域）に結成されなければならないことになっています。「〇〇市とその周辺地域」としているクラブが多いようです。所在地域は、社会への奉仕に活発に参加している事業や専門職の従事者が充分におり、それらの人々の事業場、あるいは住居が、クラブとして活動するために十分に近ければ、どのような地域でも良いとされています。

区域限界と規定されていた当時は、会員はクラブの区域限界または隣接区域限界内に事業所または住居があることが条件でした。しかし、2001年規定審議会において、区域限界という概念が廃止され、所在地域に変更されましたので、毎週の例会に出席が可能な範囲内であれば会員として入会出来る。とされています。限定された区域からより広い地域に変更になったとお考えください。従って同一市内に複数クラブがある場合には、全市内が対象になりましたので、有望な会員候補者は、他のロータリークラブや他の団体でも会員候補者としてリストアップしていると考えられます。ロータリークラブ間や他の団体との間で会員候補者の奪い合いになっている、といった表現をする方もおられますが、早い者勝ちといいましょうか、有望な会員候補者を探し出して、早めに誘うことが大切だと思います。

ロータリーの目的

クラブ定款第4条では、ロータリークラブは何をする団体なのかを規定しています。この目的を推進するように活動して行かなければならないわけです。

2013年度版手続要覧から、ロータリーの綱領が目的に、本文も変更になりましたが、これは単なる日本語訳の変更であり、英語版の正文が変更になったものではありません。

手続要覧の一番最初のページに「R I 定款およびその他の規約文書を含む手続要覧の意味、解釈について疑義が生じた場合、これらの規定事項に関して英語版が正文となります。」との記載があります。「Object of Rotary」という英文を「ロータリーの綱領」と日本語に翻訳するのはおかしいとか、綱領は非常に分かりにくい日本語だとか、綱領の日本語訳は難解で日本人が読んで良く分からない、というような綱領に対する様々な意見がありました。

こうしたことから、日本のガバナー協議会で「綱領等翻訳問題調査研究小委員会」(以下「小委員会」とします)を設置して、8名のパストガバナーが委員となり、3年間という長い年月をかけて日本語訳の改正に取り組んできました。

この小委員会では、全国のクラブにアンケートをお願いしました。皆さんのクラブにもこのアンケートが届いて、回答して頂いたと思います。アンケートの結果、多くのロータリアンが日本語訳をもっと分かりやすくすべきだと答えたそうです。小委員会で3年間検討して成案を作成し、この成案をR Iの日本語課に示して、様々な打合せもされたそうです。これらについては、ロータリーの友にも掲載されましたので、皆さんご存知の事と思います。

こうして、2013年版手続要覧から「綱領」が「目的」に変更になりました。新しい目的は、非常に分かりやすい日本語だと思います。

この第4条目的の各項は、以前は四大奉仕部門を規定していると言われていましたが、現在ではあくまでも目的を定めた規定であり、五大奉仕部門を規定したものではないとされています。目的の中に青少年奉仕を規定すべきであるという提案が、2007年と2013年規定審議会に、又、環境問題を規定すべきという提案が、2013年規定審議会に提案されましたが、何れも否決されています。

第4条に、「ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。」とあります。この前半の部分である「意義ある事業の基礎として」を取り上げて、ロータリーは職業奉仕が根本にあるとする意見がありますが、この条文はその次に書かれている「奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。」という部分こそ大切であると、私は思います。ですから、「ロータリーの目的は、奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。」となると思います。この目的を果たすために、具体的には、第1項から第4項に規定していることを奨励するということになります(⇒この部分は、反対される方が多いと思いますが、ロータリー感の違いだにご理解ください)。ロータリーの目的の4つの項目は等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならぬものである、とされています。

日本語訳によってロータリーの目的がはっきりしました。我々のクラブもロータリアンも、ロータリーの目的を達成するために、大いに励んで行きましょう。

五大奉仕部門

四大奉仕は従前から手続要覧やロータリー章典には記載されていましたが、2007年規定審議会でクラブ定款を改正して、第5条に四大奉仕として新規に規定されました。これが正式に定款に記載された意味は大きいと思います。ロータリーの奉仕部門は、綱領に記載されている、と従来は言われていました。綱領(目的)の規定の第1項がクラブ奉仕、第2項が職業奉仕、第3項が社会奉仕、第4項が国際奉仕と説明されてきました。しかし綱領はあくまでも目的であって、奉仕部門を規定したものではないので、クラブ定款に四大奉仕を規定すべきだと2007年規定審議会に提案され、採択されました。

ロータリーの五大奉仕部門は、目的と共にクラブ運営の根幹をなすものと思います。日本の法人や団体等の定款では、目的の次に「目的を達成するため、次の事業を行う」という規定があります。ロータリーの定款にはそのような規定はありませんが、同じ意味だと思います。

ロータリーは職業奉仕が根幹だとか、ロータリーは他の団体にはない職業奉仕を掲げている団体だという方がおられます。私はこうした考え方はロータリー感の範疇だと思っていますから、これらを決して否定するものではありません。

しかし、私の考えは「ロータリーの目的」の4つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならないものであるということで、R I 理事会の意見が一致している(ロータリー章典26.020.)とありますが、この五大奉仕部門も等しく重要なものだと思います。職業奉仕は、あくまでも奉仕の第二部門であって、他の奉仕部門と同列だと考えています。クラブは五大奉仕部門にわたって、バランスの取れた奉仕プログラムを開発するよう奨励されています。

地区内の84のクラブでは、奉仕の第一部門であるクラブ奉仕についてはすべてのクラブが非常に力を入れておられるように感じます。クラブ会員間の親睦も素晴らしいものがあると感じています。このクラブ奉仕部門は、従来通り実施して頂きたいと思います。

奉仕の第二部門である職業奉仕部門は、高い倫理基準の実践を通じて高潔性を推進し、四つのテストやロータリーの行動規範に沿って行動して頂きたいと思います。10月の職業奉仕月間は1月に変わりますが、月間には職業奉仕に関する議論をするよう期待しています。

奉仕の第三部門である社会奉仕は、継続事業として実施しているクラブが多いようです。これはこれで大変素晴らしいと思いますが、更に新規の事業を計画されるように期待しています。実施していないクラブには、クラブとして何か実施して頂きたいと思います。最初から大規模な事業ではなく、クラブで実施できる範囲で計画し、実施するよう期待します。

奉仕の第四部門である国際奉仕は、ロータリー財団や米山記念奨学会に寄付することもこれに入ると思います。ロータリー財団への寄付は、6つの重点分野の推進に間接的に寄与しています。重点分野をマスターしましょう。

奉仕の第五部門である青少年奉仕は、インターアクトクラブやローターアクトクラブと合同でクラブ独自に実施しているところもあります。RYLAへの参加や青少年交換等に参加を促すことも大切だと考えます。

ク ラ ブ 例 会

クラブは、毎週1回、定められた日および時間に、定例の会合を開かなければなりません。これに同意しないクラブは、R Iに加盟することは出来ませんし、加盟後例会を定期的にかず、その他機能を遂行できなくなった場合には、R I理事会がそのクラブの加盟を終結させることができることになっています。

クラブは、地元地域のニーズに応じたプログラムと例会の議題を立案します。

クラブは、奉仕プロジェクトと活動およびクラブ業務について話し合うことのみを目的とした例会を開くことになっています。

また、会員にロータリーの情報を伝え、指導力養成研修を提供することのみを目的とした例会を定期的に開くようになっています。

更に、各年度に少なくとも2回、ロータリー財団の目的、プログラム、寄付増進活動に関するプレゼンテーションを含む例会を開くことになっています。米山記念奨学会についても同じように開催することが望ましいと思います。ロータリー財団や米山記念奨学会に関する例会プログラムのうち一つは、ロータリー財団月間である11月中に開くのが望ましく、米山記念奨学会については、10月の米山月間に開くのが望ましいと考えます。

クラブ会員以外の講演者（外部講師）を招く場合には、クラブの現在または将来のプロジェクトや活動に関連する講演、またクラブと会員にとって有用な講演に限り外部講師（地区委員等を含む）を招くべきであるとされています。

例会は、食事または講演（卓話）を伴うことが義務付けられているわけではありません。従って、食事代を節約したり、費用の掛からないような卓話者を招くなど、例会の内容を工夫して、会員の費用（会費）を抑えることが出来ます。

例会変更は、正当な理由がある場合は、クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することが出来ます。

次の場合には、例会の取り消し（休会）をすることが出来ます。

- 理事会の決定で1年に4回までを条件として、例会を取りやめることが出来ます。
- 国民の祝日（カレンダーの赤くなっている日）と例会日が重なる場合。これは、1年に4回の回数制限とは別に休会にすることが出来ます。
- 一般に認められた祝日（一般的なお盆休みの期間中及び12月31日から1月3日の期間中）と例会日が重なる場合には、この場合も年間4回の回数制限とは別に休会することが出来ます。
- クラブ会員が死亡した場合。全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合。地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合。これらの場合にも、4回の回数制限とは別に休会することが出来ます。

上記のいずれの場合にも、クラブが3回連続までの休会は認められますが、4回以上連続して休会にすることは認められません。

年 次 総 会

クラブは、役員を選挙するための年次総会を、毎年12月31日までに開催しなければなりません。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計です。1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることが出来ます。従来のクラブ細則では、これらの役員に加えて数名の理事と一緒に選挙していました。副会長と会場監督を役員に含めるかどうか、理事を年次総会で選挙するか等は、クラブ細則で規定することになります。クラブの実情に合わせて、細則で規定してください。

日本人の私たちの一般的な常識は総会が最高議決機関ですが、ロータリーでは理事会が最高の意思決定機関です。クラブの総会は、役員を選挙するのみです。役員選挙以外の全ての事項の決定権は理事会にあり、理事会の決定が最終決定になります。理事会は大きな権限を持つと同時に大きな責任を持つことになります。

推奨ロータリークラブ細則第11条決議では、「本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。」と規定しています。

この規定は、ある例会で建築材料は木材がレンガよりも優れていると卓話者が話したところ、会場から建築材料は木材が良いと決議しよう、という提案があり、これをその例会で決議したところ、後日レンガ職人等からクレームがあり、その決議を撤回したということがありました。こうしたことから、今後クラブで何かを決議する場合には、まずは理事会がこれを審査しなければならないという規定が出来ました。

通常の意味決定機関は理事会ですが、クラブ定款第19条第2節の規定、すなわちクラブの名称及びクラブの所在地域の変更と、クラブ細則第12条の規定、すなわちクラブ細則の改正は、クラブ例会の決議になっています。この場合のクラブ例会の決議は、まず理事会で議案を審議した後、一定の手続きを経てクラブ例会で承認を得ることになりますが、全会員が決議に参加すべき事項だからと思います。

現在の推奨ロータリークラブ細則は、役員選挙と任期について、従来の記載と全くと言って良い程変更になっています。非常に簡略化された内容になっています。クラブ細則はクラブで決定出来ますので、従前の細則を参考にして、クラブで作成するようお勧めします。

多くのクラブが成文化していなくとも、ある会員が副会長を務めた次の年度に会長エレクトに就任し、その次の年度に会長に就任するというようにしているようです。そうしたクラブのルールをクラブ細則で規定すべきだと思います。

理事会を構成するメンバーは、クラブのあらゆる方針等を審議する大切な役職です。こうした役職を選挙する規定も含まれますから、慎重に作成してください。

役員範囲、理事会の範囲等の内クラブ定款で規定されている事項以外は、クラブ細則で規定します。独自のクラブ細則を作成するために、クラブに特別委員会を設置して検討し、一定の手続きを経てクラブ細則を変更するようにして下さい。

会員身分と職業分類

会員身分と職業分類は、関連がありますので、一緒に説明します。

本クラブは、善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。となっています、成人ですから、年齢20歳以上となります。そして、本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とします。

正会員は、上記の要件を満たしていると紹介者が判断して、一定の手続きを経て入会します。新会員として入会すると、クラブのあらゆる権利と特典が認められます。

名誉会員の地位はクラブが与える最高の荣誉とされています。名誉会員はロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、ロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を選ぶことが出来ます。名誉会員の身分の存続期間は、理事会によって決定します。名誉会員は、入会金と会費の納入を免除されます、投票権は無く、クラブの役職には就けません。職業分類を保持しませんが、クラブのあらゆる会合に出席することが出来ます。

職業分類はロータリーの特色の一つで、正会員は現に属している職業によって、各会員の事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されます。

相当以前の会員身分は、4種類、すなわち正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、名誉会員という時代がありました。その他に、3種類のアディショナル正会員と言うのもあって、大変複雑でした。ですから1業種1会員と言いながら、実際には1業種3名～6名の正会員という制度でした。この制度は2001年規定審議会で変更され、1業種5名まで、または会員数が51名以上のクラブは、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10%以下となりました。1業種1会員が崩れて、ロータリーがおかしくなってしまったと言われる方もおられますが、従前の制度でも純粋な1業種1会員ではなかったと思っています。以前は同じ職業の会員を選挙するために、例えば普通銀行、為替銀行、商業銀行等に区分したり、他の業種でも細分化したりしているクラブも多くありました。本クラブは1業種1会員制とする、という規定を導入することは出来ません。

クラブ職業分類委員会の任務として、以前のクラブ細則では、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類を調査し、充填未充填の職業分類表を作成し、現会員の職業分類も検討するように規定していました。職業分類委員会が作成した充填未充填の職業分類表をみて、未充填の職業分類から新会員を探し出して頂きたいと思います。

職業分類表は、R Iでは用意していません。地区でも同じく用意していません。クラブが独自に地域社会の職業を調査して、職業分類表を作成します。近年新しい職業が増えていきますので、地域社会の職業を調査することが大切だと思います。

職業分類の原則は、クラブが地域社会をより多様に反映できるようにするためのものです。各クラブは、多様な会員基盤をもつよう努力し、新しい職業分類を見つけるために、地域の現在の事業、職業、社会奉仕の現況に目を向けるべきとされています。

出 席

クラブ定款第9条 出席では、「各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加すべきものとする。」と規定しています。定款の規定ですから、例会に出席するのはロータリアンの義務です。そして、例会に出席し、と規定していますから。原則 100%出席しなければなりません。

第9条は続けて「例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次の方法でメイクアップしなければならない。」と規定しています。

メイクアップの方法は、クラブ定款第9条第1節(a)、(b)に規定されていますので、ご覧ください。なお、クラブ定款第9条第1節(a)(2)に記載されたロータリー親睦活動とは、R I 理事会から公式認定された親睦活動グループですので、ご注意ください。クラブの親睦活動等は、メイクアップの対象になりません。

会員身分の終結

クラブ定款第12条に会員身分の存続の規定があります。この規定の中に、例会出席に係る部分として、第4節に ① 年度の各半期間において、メイクアップを含む出席率が50%に達していること。そしてメイクアップを含まない出席率が30%に達している必要がある旨定めています。これらに達していない会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。とされています。② 連続4回例会に出席せず、メイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。とされています。

会員身分存続のための規定

クラブ定款第9条第2節以下に、出席の特例が規定されています。これらの規定は、会員身分の存続のための特例です。① 転勤による長期の欠席。② 出席規定の免除。③ R I 役員の欠席。の3つの節があります。

出席規定の免除

会員身分の終結に該当しないようにするために、出席規定の免除規定があます。

理事会が承認する条件と事情による欠席は、正当かつ十分な理由によると理事会が認めた場合は、欠席が認められます。当該会員の欠席は、クラブの出席率計算上、分母にも分子にも入れないで計算します。

ロータリー歴と年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合は、出席規定の免除を認めます。当該会員が例会に欠席した場合の出席率の計算は、上記と同じですが、当該会員が出席した場合には、分母にも分子にも入れて計算します。なお、従前にあった年齢65歳以上という規定はなくなりました。

理事および役員

クラブ理事会

クラブの管理主体は、理事会です。理事会は全役員および全委員会に対して統括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれも罷免することが出来ます。更に、クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的であって、クラブに対して提訴する以外はこれを覆す余地はありません。

クラブの管理主体であるということは、クラブの最高意思決定機関であるということで、推奨クラブ細則第 11 条に「本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。」とあるように、事の如何を問わず、クラブを拘束する決議や提案については、すべて理事会で決定します。

クラブ役員

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計です。1 名または数名の副会長および会場監督を、役員に加えることができます。これはクラブ細則で規定します。

クラブ理事会のメンバー

クラブの役員である会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計はクラブ理事会メンバーになります。この他にクラブ細則の定めるところにより副会長、会場監督を役員に含めた場合には、これらの役職は理事会のメンバーになります。その他の理事を選任して、理事会を構成します。会員数の少ないクラブは、理事会のメンバーは最低の 5 名が良いと思います。多くのクラブでは、奉仕部門の委員長等を理事会メンバーに入れてあります。定款に定めのない役職を理事会メンバーに加える場合には、クラブ細則でその旨規定します。

クラブ役員の仕事

現在の推奨クラブ細則には、第 4 条に理事会の仕事の規定があります。ただし、非常に簡略化されています。従前はクラブ役員の仕事として掲載されていました。個人的には、以前の記載の方が良いと感じています。少人数のクラブは推奨クラブ細則を使用した方が良いと思いますが、会員数が概ね 30 名以上の、ある程度人数の多いクラブは、役員に選挙された場合の心構えを持つ意味でも、もう少し細かく規定するようにお勧めします。

クラブ会長と幹事

一般の団体等の場合には、会長が代表者となっていますが、ロータリークラブ定款には、代表者の規定がありません。R I 細則では、ガバナーの仕事の中に「地区内の各クラブの会長、幹事に対して月信を発行すること。」とあります。また、ガバナーはクラブ幹事に対して、地区大会報告書を送らなければなりませんし、クラブ定款には、出席規定の免除の書面は幹事に提出先します。会員身分の終結関係や仲裁・調停の際の提出先もクラブ幹事です。この他にも規定がありますが、こうした規定から、クラブの代表者はクラブ会長と幹事である、とされています。事務的な事柄は幹事が代表者と言えます。

入会金および会費

入会金および会費

クラブの入会金と会費については、クラブ細則で規定します。

入会金については、移籍会員、他クラブに属していた元会員、本クラブに再入会する元会員は、2度目の入会金の納入を義務付けられていません。また、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務付けられません。

会費の納入は、ロータリアンの義務です。クラブ定款第12条第3節に、会費不払いによる会員身分の終結について、次の通り規定されています。

クラブ定款第12条第3節—終結—会費不払い

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

年会費が高額だから新会員の勧誘に支障があり、年会費の値下げを実施したというクラブや値下げを検討しているクラブがあるようです。確かにロータリークラブの年会費は安くはありませんね。しかし、新会員が入会しないのは、年会費だけの問題ではないように思います。勿論年会費は安い方が入会する方がおられるかも知れませんが、むやみに低額にすると、肝心のクラブ運営に支障が生ずることにもなりかねません。会費の値下げを検討される場合には、適正額を検討してからにすべきと思います。

ニコニコボックスと年会費

ニコニコボックス（スマイルボックスとしているクラブもあるようです）は、1938年に大阪ロータリークラブで始まったと言われています。会員、家族、事業等の慶び事、お祝い事等をニコニコしながらボックスになにがしかの資金を入れて披露し、会員と喜びを分かち合うというものです。また、失敗したり、迷惑をかけたときも、ユーモアたっぷりに苦笑し、会場を賑わし、会員間の親睦も深まります。

クラブの会費は、クラブの運営費に使いますから会員全員が平等に負担します。これに対してニコニコボックスは、クラブの会費とは違い、全く任意の拠出金ですからニコニコボックスの資金をクラブの一般会計に入れて、この資金をクラブの運営費に使うのは、会員間の平等を損なう、とされています。奉仕活動に使うべき、ということです。

ニコニコボックスに頼らないクラブ運営をしたいものです。

会員身分の存続

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、クラブが存する間存続します。

会員身分の終結には、自動的終結、会費不払、欠席、他の原因による終結が規定されています。次に概要を記載します。詳しくは定款第12条をご覧ください。

自動的終結 会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結します。ただし、会員がクラブの所在地域、その周辺地域外に移転する場合には、特例が認められます。この特例は、1年以内の出席義務規定の特別免除と会員身分の継続を、いずれも理事会が認める規定です。会員が退会し、その後再入会する場合には、2度目の入会金の納入は義務づけられません。名誉会員は理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結されます。理事会は、名誉会員身分の期間延長も、名誉会員身分の取り消しもすることが出来ます。

会費不払

所定の期限後30日以内に会費を納入しない場合には、分かっている最新の宛先に、幹事が催告し、催告の日付後10日以内に会費が納入されないときは、理事会の裁量に従って会員身分を終結することが出来ます。その後嘆願があり、クラブに対する同人のすべての債務が完納されれば、会員に復帰出来ます。しかし、以前の職業分類が制限人数である場合には、復帰することは出来ません。

欠席

年度の各半期において、メイクアップを含む出席率が50%未満等である場合。年度の各半期に、メイクアップを除いた（所属クラブの例会の）出席率が30%未満等である場合。これらに該当する会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分が終結します。

出席義務規定の免除を受けている会員及びR I役員（現職の地区ガバナー等）である会員以外の会員が、連続4回例会に出席せず、メイクアップもしていない場合、理事会は、その欠席が会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知し、その後会員身分を終結することが出来ます。

他の原因による終結

クラブ会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために召集された理事会において、出席した理事の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することが出来ます。この場合の指針となる原則は、善良な成人であって職業上地域社会において良い評判を受けているか、四つのテストおよび会員として持つべき高い倫理基準です。

提訴、調停または仲裁等

上記の他、提訴、調停または仲裁を求める権利等に対する手続等が、定款第12条第6節から第10節に規定されています。詳しくは、クラブ定款をご覧ください。こうした規定を適用しないで済むようにしたいものです。

地域社会、国家、および国際問題

クラブ定款第13条に適切な主題、支持の禁止、政治的主題の禁止、ロータリーの発祥を記念しての4つの節が規定されています。最初の3つの節では、地域社会、国家及び世界の一般福祉にかかわる公共問題、公職に対する候補者の支持または推薦について規定しています。

ロータリーは政治についての話しはタブーである、ということを皆さんも聞いたことがあると思います。2013年版手続要覧52～53ページには、次のように記載されています。

諸問題に対する声明

ロータリーには世界中からさまざまな政治的見解を持つ個人が含まれるため、国際ロータリーは、政治的主題に関していかなる団体活動あるいは団体としての意見の表明も行わないものとする（ロータリー章典26.040.）。

世界中のロータリークラブの連合体として、RIは、中立的な立場を保持し、特定の事柄に関して、自らの立場について公式の声明を発表しない。ロータリーが平和と人道的活動における献身を最大限に示すことができるのは、組織体による表明ではなく、個々のロータリークラブによる奉仕活動を通じてである（ロータリー章典26.140.）。

ロータリーは特定の宗教とは関係のない組織である。多くのロータリアンが個人でそれぞれの信仰をもっているがロータリーは特定の信仰に基づいて創設された組織ではない。

クラブ定款の規定は、①いかなる係争中の公共問題について、クラブとしての意見を表してはならない。②公職に対する候補者を支持または推薦をしてはならない。クラブの会合でこれらの候補者の長所または短所を討議してはならない。③政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。また行動もおこしてはならない。④政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。書状、演説、提案を配布してはならない、と規定しています。

「諸問題に対する声明」は、クラブは団体としての意見の表明をおこなってはならないということであり、政治的な問題の話しはタブーであるということではありません。当然ながら個人としての制約はありません。

ロータリーの発祥を記念して（定款第13条第4節）

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。と規定しています。

世界理解と平和週間

定款第13条第4節には世界理解と平和週間として、2月23日を含む1週間が規定されています。クラブは創立記念日を祝い、世界平和には理解と親善が必要であるということを確認するためのプログラムを実施するようにしましょう。

2月は「世界理解月間」でしたが、2015年7月からはこの月間は廃止されます。廃止されるからと言って、世界理解が必要なくなった訳ではありません。

ロータリーの雑誌

各会員は、R Iの機関雑誌（ザ・ロータリアン）またはロータリー地域雑誌（ロータリーの友は地域雑誌です。）を購読しなければなりません。

「ザ・ロータリアン」と地域雑誌を総称して「ロータリー・ワールド・マガジン・プレス」といいます。ロータリー・ワールド・マガジン・プレスは現在32誌があります。中には毎月発刊するもの、年間10回発刊するもの、隔月に発刊するもの等様々です。ページ数もまちまちのようです。

私共日本のロータリアンが購読している「ロータリーの友」誌は、発行部数95,200部（2015年4月現在）で、発行部数では第3位になっています。

地域雑誌は、ロータリー章典に細かな規定があります。現在ロータリー章典の日本語版が発行されていませんので改正になっているかも知れませんが、2009年6月版には、次のような記載があります。承認された地域雑誌は、「ザ・ロータリアン」誌に代わりその地域でクラブ会員や購読者とR Iとのコミュニケーションの基本的な手段とする責任を果たさなければならない。ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの目的を推進するために存在する。として、様々な基準を設けています。その中には、R Iの方針と調和し、少なくとも50パーセントはロータリーまたはロータリー関連の話題に関する記事であること。地元あるいは地域的性格のニュースに加えて、R Iに関する情報を掲載し、R I会長から要請される話題や特別に指定される文章に関する記事であること。年に少なくとも6回発行され、1号につき少なくとも24ページとすること。R Iに財政的負担を掛けずに済むに足る資金を備えていること。その他のことが、詳細に記載されています。

ロータリーの友は、電子版も立ち上がりました。これは、規定審議会でR I細則が変更になり、印刷版か電子版のいずれかを選択肢できることになりましたので、それに応えるためです。まだ選択肢することは出来ませんが、近い将来出来るようになると思います。既にインターネットで読めますので、一度アクセスしてみてください。アクセスするためにはIDとPWが必要です。クラブ事務局に連絡が行っていますのでお問い合わせください。

「ロータリーの友」は、一般社団法人ロータリーの友事務所によって発行、運営されています。ロータリーの友委員会を設置して、ロータリーの友事務所を包括的に監督しています。この委員会の中に「地区代表委員」という役職があります。2015-16年度の第2790地区の地区代表委員は、中村正見氏（千葉）です。この地区代表委員は、「友」に関するガバナーの代理という立場です。地区代表委員は、地区内の情報を収集して編集部を提供したり、「友」からの情報を地区内の会員に知らせたりする、「ロータリーの友」と地区を結ぶ架け橋です。

1952年7月1日から日本が2つの地区に分割されました。2つの地区に分割されても連絡を密にするための共通の機関誌を刊行することになり、「ロータリーの友」が1953年1月号として創刊されました。

発刊当初は横組みでしたが、その後歌壇など縦組みの方がよいものがあり、1972年1月号から縦組みと横組みになりました。

ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守 － 組織規定とクラブの裁量権 －

国際ロータリー定款、国際ロータリー細則、標準ロータリークラブ定款の 3 つを組織規定といたします。

皆さんのクラブには、R I 加盟認証状が与えられています。R I 定款第 5 条第 3 節に、R I 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによって本定款と R I 細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾するものとする。と規定されています。更に R I 細則第 2 条 2.040. 節では、標準ロータリークラブ定款を採用しなければならないと規定されています。従って、クラブは組織規定を順守する義務があります。組織規定に定められている部分は、クラブが自由に変更することはできません。クラブ定款は、自分たちのクラブの定款でありながら自由に変更することはできないわけです。もしクラブ定款を変更したい場合には、規定審議会に制定案を提案して、その制定案が可決されれば変更されます。この変更は提案したクラブだけでなく、全世界のクラブの定款が変更になります。

組織規定に規定されていない事項については、クラブの裁量によって定めることができます。クラブの裁量として認められているものとして、ロータリークラブ細則があります。

手続要覧には推奨ロータリークラブ細則が掲載されていますが、この中に、「本細則は推奨にすぎない。クラブ細則は、クラブの慣習と手続きを織り込み、標準ロータリークラブ定款を補足するものとして使用すべきである。R I 定款、R I 細則、標準ロータリークラブ定款、ロータリー章典と矛盾しない限り、クラブの現在の慣行を反映させてクラブ細則を変更できる。(以下省略)」と記載されています。

クラブ細則は、一定の手続きによってクラブで自由に変更できますが、一端変更されたクラブ細則は、そのクラブの全会員を拘束します。(クラブ定款第 15 条)

クラブの自治権と表現をしている方もおられますが、自治権という日本語は、クラブが独自に何事も決められるようなイメージを受けます。定款の規定の変更には裁量権はありません。ですから私は、制限付きの裁量権と表現しています。クラブは R I 定款と細則を守り、我々ロータリアンは、クラブ定款・細則を守らなければなりません。

各クラブは、クラブ活動計画書にクラブ定款とクラブ細則を掲載しています。規定審議会が改正される前のクラブ定款をクラブ活動計画書に掲載した場合には、この印刷されたクラブ定款の内改正部分は、改正後の定款に自動的に読み替えられます。ガバナーの任務の中に、クラブ定款および細則が、組織規定を順守していることを確認することが、2013 年の規定審議会追加されました。(R I 細則第 19 条 15.090. 節 (g)(4.))

皆さんのクラブで次年度のクラブ活動計画書を作成する際に、次期会長、幹事の皆さんは是非ともクラブ定款とクラブ細則を確認してください。クラブ定款が手続要覧に記載されているクラブ定款通りかどうかを慎重に確認し、クラブ細則の内容がクラブの実情を反映しているかどうかを精査することにより、これらの内容を理解することができます。これは、事務局任せではなく、会長、幹事に就任する前の大切な作業だとお考えください。

組織規程の順守について

R I 定款、R I 細則共に、ロータリーの憲法だと表現される方がおられます。それ程重要なものという意味だという事を強調しておられるのだと思います。

日本国憲法を改正するには、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。と憲法に規定されています。この条件をクリアすることは、至難のような気がします。日本国憲法以外の法律の制定や改正は、各議院の過半数によって改正されます。外国の憲法改正の規定については良く分かりませんが、日本程厳しくはないと聞いています。

これに対して、R I 定款、R I 細則、標準ロータリークラブ定款(これらを組織規程といいます)の改正は、3年に1度開催される規定審議会の審議で、R I 定款は3分の2によって、R I 細則と標準ロータリークラブ定款は過半数によって、それぞれ改正されます。規定審議会については、R I 細則の解説の中に記載しますが(34 ページ)、全世界の各地区から代表議員が選ばれて審議会に出席します。その代表議員の3分の2とか過半数というのは、確かに難しいかも知れません。提案された案件は、規定審議会でも可決されるもの、否決されるもの、取り下げされるものがあります。

日本国憲法の改正とR I 定款の改正を比べるのはどうかと思いますが、私が言いたかったことは、ロータリーは非常に民主的な運営がなされているということを強調したかったのです(日本国憲法が民主的ではないという意味ではありません)。ロータリーが誕生してから満110年になりますが、初期のロータリーの2カ条からなる綱領(目的)のままで推移していたら、これほどの規模に発展することはなかったのではないかと思います。定款、細則の改正、R I を始めクラブに至るまでの各種役員選挙、その他の手続きが徹底して民主的に行われていることが、ロータリーがこれ程までに発展した大きな力であったと思います。7ページに記載しましたが、ロータリーが目指したのは数多くの目標や原則に沿う異なる組織ではなく、一つの統一された運動になることでした。全世界34,000以上のクラブが、それぞれ独自に運営していたら、ロータリーという統一された組織運営ではなくなってしまいます。こうした事も、ロータリーが発展した大きな力であったと思います。

私たちは、ロータリーは組織規程によって運営されていることをまず認識する必要があると思います。毎週集まって食事を共にし、卓話を聞いて帰るのがロータリークラブだ、と考えている会員が相当数おられるように思います。勿論この事も大切な要素の一つですが、これが全てではなく、新しく日本語訳されたロータリーの目的を理解し、この目的達成のために何が出来るのかという事を皆さんで話し合い、実現に向けて行くことが各クラブの、そしてロータリアンの責務だと思います。

クラブによっては奉仕活動を実施していないというクラブもあるようです。最初から大掛かりな奉仕活動を目指すのではなく(勿論目指すことは良いことですが)、皆さんのクラブの予算や会員数に照らして、無理のない範囲で、先ず実践して頂きたいと思います。

国際ロータリー定款について

国際ロータリー定款（以下、「R I 定款」とします。）と国際ロータリー細則（以下、「R I 細則」とします。）は、ロータリークラブ（以下、「クラブ」とします。）に対して直接的と間接的に関係する規定がありますが、クラブの会員には、特別な場合を除いて関係する規定はありません。これは、R I は全世界のロータリークラブのネットワークであり、クラブの会員のネットワークではないからです。

クラブは組織規定を遵守しなければならないことは、クラブの定款の解説の中で記載しましたが、クラブ会員は、R I 役員（ガバナー等）、R I 理事指名委員、規定審議会の代表議員等に就任した場合にはR I 定款、R I 細則に拘束されます。ただし、R I 定款第 13 条では、正会員はロータリアンとして認められ、R I の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられている旨の規定があります。この規定は、拘束するというよりもロータリアンの権利を規定したものです。

R I 定款は 16 カ条からなっていて、基本的な部分のみを規定しています。R I 定款第 14 条に細則の規定があり、この規定に基づいてほとんどの部分はR I 細則で定められています。

R I 定款の内、クラブに関係する部分は次の通りです。

R I 定款第 5 条第 2 節で、クラブの構成を規定しています。この規定は、クラブの会員として適格な人を規定したものです。クラブ定款第 7 条では、この規定を引用しています。子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をすることがない人を会員に選挙することができることになりました。この規定は、R I 定款では仕事をしていることがロータリークラブ会員となる資格条件の一つであるが、多くの素晴らしい女性、特に未亡人は学位を職業に生かしたことがなかったり、ロータリアンであるなしを問わず夫の仕事の手伝いのために仕事を辞めている。クラブに参加し、知識、人脈を共有することのできるこれらの会員から、クラブは大きな恩恵を得ることができる。との提案者による趣旨および効果が期待され、2013 年規定審議会（13-43）で可決されました。主婦も会員になれるという方もおられますが、あくまでもこの規定に合致した方ということになります。

第 3 節には、R I 定款とR I 細則を忠実に順守しなければならないとの規定があります。クラブ定款やクラブ細則に、組織規定に反する規定をすることは出来ません。

第 8 条第 2 節には、クラブはR I 理事会の総括的管理下にあると規定しています。クラブには自治権があると言われる方がおられますが、私は、組織規定に関する部分には、クラブの裁量は認められていないと考えています。ですから、限定的な裁量権はあると言えます。

第 9 条第 2 節では、国際大会におけるクラブの代議員についての規定があります。国際大会は毎年開催されますが、クラブは国際大会に代議員を派遣します。第 2790 地区では、クラブからどなたも出席しない場合には、ガバナーエレクトが受任して権利を行使しています。

第 16 条第 2 項に、クラブ（クラブ以外も提案出来ますが）は、R I 定款の改正について提案することができる、と規定しています。

R I の加盟会員

以下、R I 細則について記します。

R I 細則第 2 条は、加盟会員についての規定です。R I 定款第 5 条に、「R I の会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。」との規定がありますが、R I 細則ではクラブから R I への加盟について規定しています。皆さんのクラブは、加盟当時の R I 定款・細則の規定に基づいて加盟申請し、これが認められました。ロータリークラブという名称の使用も認められました。

R I 細則第 2 条第 2.040. 節では、クラブは標準ロータリークラブ定款を採用しなければならない旨の規定があります。そして、第 2.040. 1. 項では、標準ロータリークラブ定款の改正について規定し、改正後の規定は自動的に、各クラブの定款の一部となるものと定めています。自分たちのクラブの定款でありながら、自由に改正することは許されません。

1922 年 6 月 6 日よりも前に加盟したクラブは、特例が認められています。これは、同日に世界中のローフリークラブの定款を統一することが決定されたものと思いますが、同日よりも前に設立したクラブには、特例として従前の定款を認めることになったものです。

R I 細則第 2.40. 3. 項に「理事会による標準クラブ定款の例外の承認」が規定されています。R I 理事会は、R I 試験的プロジェクトを実施する場合があります。現在、最高 1,000 のクラブが標準ロータリークラブ定款に変更を加えることを認める試験的プロジェクトを実施しています。プロジェクトの目的は、ロータリークラブの現在の組織構造、運営、入会手続きの効果に対して、これらの変更が与える影響を調べることであります。こうした試験的プロジェクトを効果的に評価するため、R I 理事会は、試験的プロジェクトの開始後に新しくクラブが試験に加わることを認めていません。2013-14 年度の開始時現在、R I 理事会はいくつかの試験的プロジェクトを実施しています。準会員の試験的プログラム、法人会員の試験的プログラムその他です。期間は、殆どのプログラムは 3 年間です。

ロータリー財団の未来の夢計画は、既に全世界の地区に導入されていますが、導入前に試験的に 3 年間試験的プログラムとして実施されました。全世界の約 535 の地区の内から、100 の地区を選定して、パイロット地区として実施されました。その結果が良好であったとして 2013-14 年度から全世界に導入されたことは、皆さんご存知の通りです。

試験的プログラムに参加しているクラブは、期間中クラブ定款に変更を加えて、例えば準会員の試験的プログラムは、一定期間内に正会員になることを視野に入れた上で、準会員となることを認めることでロータリークラブについて学び、ほかの会員と親交を結び、プログラムやプロジェクトに参加しながら、会員としての責務と機会を理解するものです。過去には、例会頻度に自由を与え、毎週の例会を開催しないで、例えば隔週に例会を開催するとか、極端には 1 ヶ月に 1 度例会を開催する等も認められるという試験的プログラムもありました。

これらの試験的プログラムには、R I 理事会が決定して実施します。日本国内のクラブも、参加しているようです。

立法手続・規定審議会

R I 細則第 7 条は立法手続きについて、第 8 条は規定審議会について規定しています。

立法案には、制定案と決議案があります。組織規定（R I 定款・細則、標準ロータリークラブ定款）を改正しようとする立法案は制定案と、組織規定を改正することを目的としない立法案は決議案といいます。

立法案の提出者は、クラブ、地区大会、R I B I 審議会または大会、規定審議会、および R I 理事会が提案出来ます。R I 理事会は、管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団に関する立法案を提出しないものとされます。

クラブからの立法案提案方法は、第 7.020. 節に規定されています。クラブの立法案は、必ず地区大会か地区決議会において地区内のクラブの承認を受けなければなりません。地区大会、地区決議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができます。第 2790 地区では、2014 年 12 月に郵便投票を実施しました。これは、木更津東ロータリークラブから制定案が、千葉ロータリークラブから決議案が提出され、これを審議する地区大会が 2015 年 2 月に開催されますので、地区大会の決議では時間的な余裕がありませんので、宇佐見透ガバナーが郵便投票を実施しました。規定審議会への提案も、郵便投票も、第 2790 地区では初めてのことでした。今後、皆さんのクラブから立法案を提出する場合には、時間的な余裕をもって地区大会で決議できるようにして頂きたいと思えます。

制定案と決議案は、すべて規定審議会が開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日までに、R I 事務総長に提出されなければなりません。次の審議会は 2016 年に開催されますが、この審議会に提案される立法案は、既に締め切られています。

規定審議会は、ロータリーの立法機関です。組織規定を改正する権限を有します。3 年に 1 度開催されますが、審議会の代表議員は、全世界の各地区から 1 名が選挙されます。この代表議員になるためには、R I 役員として全期務めた人でなければなりません。ガバナーは R I 役員ですから、パストガバナーでなければならないこととなります。

審議会は約 1 週間、提案されたすべての立法案を審議します。制定案が可決されますと、審議会後の 7 月 1 日に自動的に発効します。ですから、仮に標準ロータリークラブ定款の改正案が可決されると、審議会後の 7 月 1 日に全世界のクラブ定款が自動的に改正になります。

審議会の決定の通知が、会議終了後 2 ヶ月以内に R I 事務総長から全クラブに送られてきます。その通知の中に反対の意思表示をするための書式も同封されています。この反対意見の用紙は、反対すべき事項がない場合には無視して結構です。

各クラブでは、何が決定されたのかを良く確かめて、クラブ定款の改正になった点をクラブ会員に徹底してください。クラブ活動計画書に記載するクラブ定款の変更は、審議会の決定事項を織り込んで作成すべきですが、手続要覧に掲載されるのが審議会終了の翌年初めころになりますので、歴代ガバナーは新しい手続要覧が発刊されてから変更してもよいとしています。その場合でも改正前の定款は無効で、改正後の定款が有効になります。

国 際 大 会

R I 細則第9条は国際大会についての規定です。

皆さんは国際大会に参加されたことがありますか。2004年5月23日～26日に大阪で開催されましたが、この大会には皆さんも参加されたと思います。この大阪大会は登録者数4万5千人を超えました。この記録は、10年経過後もまだ破られていません。

本年度の国際大会は、2015年6月6日（土）～9日（火）にブラジルのサンパウロで開催されます。例年日曜日に開会式があり、水曜日までの会期4日間ですが、6月7日にサンパウロで大規模なパレードが行われ、深刻な交通渋滞などの混乱が予想されるため、異例の土曜日から火曜日迄の開催となりました。2015-16年度は、韓国のソウルで開催されます。

国際大会ではR Iの役員選挙があります。ガバナーはR Iの役員ですから、国際大会で選挙されます（R Iの役員ノミネーが選挙されます）。選挙人は、各クラブから選出された代議員がこれにあたります。クラブから国際大会に出席する会員を選んで、代議員として国際大会で投票権を行使します。第2790地区では、国際大会にクラブからどなたも参加しない場合は、ガバナーエレクトが受任者となって国際大会に参加して権利を行使しています。勿論他の会員に委任しても結構です。

国際大会は、国際的な組織である国際ロータリーの大会ですから、文字通り全世界のロータリアンが集い、様々な情報を得たり、親睦を深めたりすることが出来ます。特にR I、地区、ロータリークラブの次期役員には出席が奨励されています。

国際大会では、期間中毎日本会議が開催されます。様々な分科会もあります。本会議では、普段ロータリーの友やR Iのホームページで写真を見る程度のR I会長や歴代R I会長、ロータリー財団管理委員長、R I理事等の皆さんの講演などを直接聞くことができます。様々な分野に亘っての講演があり、とても参考になります。これらの会議の内、全ての本会議と一部の分科会では日本語の同時通訳があります。興味のある分科会にも是非出席してみてください。クラブ運営のヒントが得られると思います。

国際大会場には、友愛の家が開設されます。全世界の様々な地区やクラブからのブースが出展されています。日本からも、毎年幾つかの地区やクラブからの出展があります。この友愛の家では様々な言語が飛び交っていますが、言葉は通じなくとも身振り手振りのジェスチャーを交えての親睦は、とても楽しいものです。仕事の打ち合わせではありませんから、多少言葉の意味やニュアンスが違ってても、お互いロータリアン同士です、名刺交換するだけでもとても楽しいものです。

「サンパウロは、陽気な人たちでにぎわう大都市。ロータリー最大の祭典を祝うのにまさに最適です。多様な移民文化を誇るこの街と同じように、世界中から参加者が集まり、国際的な交流を楽しみます。」と大会組織委員会では話しています。

本年度はブラジルのサンパウロという、日本から見て丁度地球の裏側にあたる場所での開催です。国際大会が開催されることにちなんで、普段訪れる機会があまりない国に行ってみることも良いと思います。多くの皆さんが参加されるように期待しています。

役員 の 指 名 と 選 挙 一 般 規 定

R I の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナーです(R I B I 内役員選挙の内容は省略します)。これら役員 の 指 名 と 選 挙 に つ い て の 一 般 規 定 で す。

事務総長 の選挙と任期については、第 6 条第 6.030. 節に規定しています。事務総長は理事会が選出します。その任期は 5 年を超えないものとなっています。事務総長は唯一報酬を受ける役員です。他の役員は、全て無報酬です。

会 長 の 指 名 と 選 挙 R I 細 則 第 11 条

R I 会長の指名と選挙について規定しています。簡単に説明しますと、会長指名委員会を設置して会長ノミニーを指名します。会長指名委員会は、元 R I 理事の中から 17 名があたります。会長ノミニーになるためには元 R I 理事でなければなりません。

理 事 の 指 名 と 選 挙 R I 細 則 第 12 条

R I 理事の指名と選挙については、各地区から 1 名の理事指名委員会をゾーン毎に設置して指名します。各ゾーンからは 2 年任期の理事が選出され、その後 2 年間選出しません。ゾーンは 34 ありますが、17 名の理事を代わるがわる選出することになります。

ガバナーの指名と選挙 R I 細則第 13 条

ガバナーは R I の役員ですから、R I 細則第 13 条に指名と選挙、第 15 条にガバナーノミニーの資格条件、ガバナーの資格条件、ガバナーの任務が規定されています。

第 2790 地区では、ガバナーノミニーの指名に大変苦慮しています。R I 細則の規定から、本来ガバナーはクラブからの推薦によるのが望ましいように感じます。それではなぜガバナーのなり手がいないのでしょうか。この原因はいろいろ考えられますが、一番の原因は誤解に基づいているように感じます。

確かにガバナーは、クラブ会長やガバナー補佐、地区委員会委員等に比べれば任務が多いと思います。しかし、歴代ガバナーは全員その職務をやり遂げてきました。

経済的な面もありそうです。ガバナーになると数千万円の資金が必要だ、等と噂されているようです。ある程度は個人で負担しなければならない部分もありますが、そんなに多大な経済的な負担はありません。地区の予算でガバナー事務所費とガバナーエレクト事務所費を計上して、ガバナーになるべく経済的な負担を掛けないようにしています。

ガバナーを輩出するクラブの負担を心配されることもあります。これもある程度クラブの皆さんに負担を掛けますが、なるべく地区組織で対応したいと思っています。

ガバナー事務所の運営、特にロータリーについて知っている人を探す必要がありそうだという話しも聞きます。これについては、ガバナー事務所を固定化して、事務局員をそのまま引き継ぐということを検討しています。勿論地元で事務所を開設する事は結構です。

皆さんのクラブから、適任者を推薦してください。適任者というのは、R I 細則に規定されていますが、簡単に言いますと、クラブの元会長であり、ガバナーの任務を遂行できる能力があれば良いのです。ガバナー補佐経験はあった方が良いでしょう、なくとも構いません。

地区研修・協議会

R I 細則第 15 条は、地区について規定されています。内容が多いため、各節毎に説明します。15.020. 節は地区研修・協議会についての規定です。

地区研修・協議会は、以前の地区協議会から名称が変更になりました。名称は変わりましたが、内容が変更になったわけではありません。

地区研修・協議会の招集者は、ガバナーエレクトです。ガバナーは、ガバナーエレクトを援助する立場です。従来第 2790 地区ではガバナーが招集者になっていましたが、手続要覧の記載がはっきりしましたので、2015 年 4 月 29 日開催の地区研修・協議会からガバナーエレクトが招集者になりました。

参加対象者は、次期クラブ会長と重要な指導者の役割を務めるために次期会長により指名されたクラブ会員とされています。第 2790 地区では本年度、クラブ会長、幹事、管理運営、会員増強・退会防止、I T 広報公共イメージ、フェロシップ、奉仕プロジェクト（職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕）、青少年奉仕、ロータリー財団、米山記念奨学会の各委員長、計 10 名～12 名になっていますが、年度によって多少前後する場合があります。また、クラブの委員会構成によっても出席者が変わります。クラブ以外では、ガバナー、次期ガバナー、次期ガバナーエレクト、次期ガバナーエレクトデジグネート、副ガバナー、パストガバナー、次期ガバナー補佐、次期地区委員会委員長・委員等が出席します。

地区研修・協議会では、午後の時間帯に部門別協議会が開催されます。クラブのそれぞれの委員会委員長は、指定された部門別協議会に出席して頂きます。それぞれの委員会で専門的な研修が実施されますので、質問等があれば遠慮なくご質問してください。皆さんのクラブで何を実施すべきか等を、しっかり把握してください。

ガバナーエレクトが地区研修・協議会に対して責任を持ち、ガバナーエレクトの指示・監督の下に、計画、実施されます。

地区研修・協議会で取り上げられる主題として、R I テーマ、役割と責務、チームの選任と研修、長期目標と年次目標の設定、その他が挙げられています。第 2790 地区では、午前中の全体会議の後に、午後の時間帯に部門別に分かれて部門ごとに専門的な協議を開催し、次期クラブの指導者が任務に備えるために研修しています。

次期クラブ役員等には、この地区研修・協議会は大変重要な会議です。特に会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければなりません。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければなりません。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告をしなければなりません。ガバナーエレクトから免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、その会長エレクトはクラブ会長に就任することができません。

会長エレクト以外の役職に就く皆さんにとっても、R I テーマやガバナーの方針等、更にクラブでどのような任務を担うかの研修を受けることになります。それぞれの立場でクラブ運営を担う訳ですから、しっかり研修を受けて就任に備えてください。

会長エレクト研修セミナー(P E T S)

会長エレクト研修セミナーは、P E T S と称して馴染みのある名称です。各クラブの会長エレクトは、就任に備えて P E T S に出席します。地区研修・協議会の中で記載しましたが、P E T S と地区・研修協議会に出席しないとクラブ会長になれません。

P E T S の目的は、次期クラブ会長が次年度に向けて準備を整えることと、ガバナーエレクトと次期ガバナー補佐が、次期クラブ会長の意欲を引き出し、協力関係を築くことにあります。

P E T S は、ガバナーエレクトが国際協議会から帰国後、地区チーム研修セミナーを開催し、その後に開催されます。招集者はガバナーエレクトで、ガバナーはガバナーエレクトを援助する立場です。これは、地区研修・協議会と同様です。

第 2790 地区では、従来は半日間の開催でしたが、2015 年 3 月 28 日開催の P E T S では、1 日間の日程で開催しました。

第 2790 地区では、地区研修委員会という組織を 2015-16 年度に設置します。三大セミナー（地区チーム研修セミナー、P E T S、地区研修・協議会）の企画者は地区研修委員会となっています。従来は、ガバナーエレクトが全てを担当していましたが、2015 年 3 月開催の P E T S では、地区研修委員会が企画者となって実施しました。

2015 年 3 月開催の P E T S では、午前中に全体会議を開催し、午後は意見交換会をディスカッション方式によって会長エレクト同士で話し合ってもらいました。R I テーマをクラブでどのように実践して行く予定か、会長エレクトが就任に備え、どのように準備しているか、会長年度ではどのようなクラブ運営を計画しているか、どのようなクラブの奉仕活動を計画しているか等を少人数で意見交換をしてもらいました。意見交換会の中では、次年度のクラブ運営の準備がどの程度整っているかも話し合ってもらいました。

会長エレクトに期待することは、クラブ会員、特に入会間もない会員にしっかり研修して頂きたいことです。15 ページに記載しましたが、2010 年規定審議会で採択された決議 10-01「国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブ・リーダーシップ・プランが推奨する常任委員会に加えて、研修・リーダーシップ委員会を設置するようクラブに奨励することを検討するものとする。新会員も古くからの会員も含め、R I ならびにロータリー財団の目標、規則、リソースに関する知識が欠如しているロータリアンが多く見られる。これは、クラブが徹底した定期研修を継続的に提供していないことに起因している。さらに、クラブ会長などといったクラブの責務を引き受ける前に、指導力を改善する機会が与えられていないロータリアンが多すぎる。」を真剣に考えて頂きたいのです。その為、クラブの組織にクラブ研修リーダーを設置して頂き、クラブの中でロータリーに詳しい会員を任命してください。会長が研修にあたるのが一番ですが、クラブ研修リーダーと共に研修をして頂ければ、皆さんのクラブはきっと素晴らしいクラブになると思います。

ロータリークラブは、決して仲良しクラブではありません。全世界の 3 万 4 千以上のクラブが同じ定款を採用しています。皆さんが、皆さんのクラブ会員の意識を改革し、素晴らしいクラブにして参りましょう。

地区チーム研修セミナー

三大セミナーの内地区チーム研修セミナーは、R I 細則に規定はありませんが、前 2 ページに記載したセミナーに関連していますので、ここで記載します。地区チーム研修セミナーは、R I 理事会の決定によるものです。

地区チーム研修セミナーは、次期ガバナー補佐と地区委員会の次期委員長・委員が、次年度の責務に備えるための研修です。招集者であるガバナーエレクトにとって、地区リーダーシップチームの協力と意欲を促すための重要なセミナーです。

地区チーム研修セミナーは、ガバナーエレクトが国際協議会から帰国後最初に開催するセミナーです。国際協議会で次年度の R I テーマが発表になりますが、このテーマについて説明し、地区の目標の説明をします。次期ガバナー補佐と次期委員会委員長・委員が、地区の目標達成のためにガバナーエレクトから付託された事項をしっかりと実践して行くよう、就任に備えることとなります。

重要なことは、次期ガバナー補佐と地区委員会の次期委員長・委員が、地区内クラブが目標を達成できるようにサポートする上で必要となる知識や技能を身につけるということです。出席者は、それぞれの任務遂行上どのような準備をしなければならないか等を、しっかりと身につけて頂く必要があります。

次期ガバナー補佐と地区委員会の次期委員長・委員は、どのようなことを身につけなければならないのでしょうか。以下に例を記載します。

- ・ それぞれの役職の責務をしっかりと理解する。
- ・ クラブへのサポートをどのように実施するかを検討する。
- ・ クラブの強みと弱みをどう見極め、どうしたら活性あるクラブなるかを検討する。
- ・ クラブの目標をどのように立案するかをサポートする。
- ・ クラブは、ロータリークラブ・セントラルを利用して、何をすべきかを伝える。
- ・ その他、クラブを支援する方法には何があるかを検討する。

次期ガバナー補佐には、上記に加えて以下も任務となります。

- ・ ガバナー公式訪問の 2 週間前にクラブ訪問し、ガバナー公式訪問例会とその後のクラブ協議会の進め方について、クラブを援助する。
- ・ ガバナー公式訪問には、一緒にクラブを訪問する。
- ・ 上記以外に、出来れば毎月、最低でも四半期に一度担当するクラブを訪問する。(ガバナー補佐の場合は**クラブ訪問**です。ガバナー補佐の公式訪問とは言いません。)
- ・ ロータリークラブ・セントラルで、ガバナーに各クラブの実情を報告する。

地区委員会の次期委員長・委員には、以下の任務が加わります。

- ・ 委員長の役割は委員会を効率よく運営し、委員会の責務に関連する地区目標が達成されるようにする。
- ・ 就任年度開始前に、委員会の内容をすべて理解する。
- ・ クラブから要請があれば、クラブ例会に卓話者を派遣する。
- ・ 委員会でセミナーを開催する場合には、地区研修委員会と良く打合せをする。

地区大会および地区決議会

地区大会は、地区の最大の行事の一つです。地区内外のロータリアンとその家族が、年に一度一堂に会します。

クラブ会長に就任する前に、少なくとも 1 回の地区大会または国際大会に出席した経験があることが望まれています。地区大会に出席すると、クラブ例会のメイクアップとして数えることができます。

第 2790 地区では、地区大会において大会決議(この決議案の中に、R I 理事指名委員会委員の選任、規定審議会代表議員の選任、次年度地区大会開催日程と開催場所も含まれます。また、財務報告の審議を行います)を採択しています。地区大会には、このほかの決議事項として、次のようなものがあります。第 2790 地区では R I 細則の規定に従って、地区大会に代わって地区研修・協議会、P E T S、指名委員会、郵便投票、その他の機関で決議しています。

- ・ ガバナーエレクトの選任・・・地区大会の決議により、地区指名委員会が選任。
- ・ 地区人頭負担金の金額・・・数年来金額の増減はありません。
- ・ 地区からの規定審議会への立法案の提案・・・従来地区からの提案はありません。
- ・ クラブからの規定審議会への提案の承認・・・提案があると、大会で審議します。
- ・ 年齢 35 歳未満の新会員のために地区会費を減免する・・・第 2790 地区ではこの規定は定めていません。

地区大会は、決議案を審議しますが、その為地区内各クラブは選挙人を選んでそれを証明し、地区大会に提出します。各クラブの選挙人の数は、クラブ会員数によって決まります。各クラブは少なくとも 1 人の選挙人を送る権利を有しています。会員数が 37 名までのクラブは 1 人、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を持つ資格を有します。この会員数は、地区大会に先立つ直前の人頭分担金支払期日における会員数に基づきます。選挙人はそのクラブの会員でなければなりません。選挙人が 1 票を投じるためには地区大会に出席しなければなりません。選挙人が地区大会に欠席の場合は、クラブ会長と幹事の署名による委任状による代理者を、ガバナーの承認を得て指定することができます。

全世界に約 535 の地区がありますから、R I 会長が全ての地区大会に出席することは出来ません。そこで R I 会長は、R I 会長代理を選任して地区大会に派遣します。R I 会長代理は文字通り R I 会長の代理ですから、地区大会は R I 会長と同等の扱いをします。R I 会長代理エイドを選任して、R I 会長代理の全日程を共にし、サポートします。

地区大会には、他地区のガバナーやガバナーエレクト、パストガバナー等が登録して参加します。第 2790 地区のガバナーやパストガバナーも他地区の地区大会に出席しています。

地区大会は、地区内ロータリアンが一堂に会します。同じ分区内の会員には会う機会が多いと思いますが、地区大会では他分区のロータリアンと交流を持つことができ、親睦の輪を広めるチャンスです。

地区決議会は地区大会に代わる決議機関ですが、第 2790 地区では開催していませんので説明は省略します。

その他の会合

R I 細則第 19 条では、国際協議会、ロータリー研究会、元会長審議会、会議運営手続規則を規定しています。ここでは国際協議会とロータリー研究会について記載します。

国際協議会

地区ガバナーは、ガバナーエレクト研修セミナー(G E T S)と国際協議会に全期間出席することが義務付けられています。出席しないとガバナーに就任出来ません。ガバナーエレクトの配偶者も出席します。

国際協議会は、アメリカのサンディイゴで開催されますが、開催期間は約 1 週間です。会期中のスケジュールは、ほぼ毎日午前中に全体会議が開催され、その後分科会が幾つかのセッションで行われます。分科会では、それぞれテーマが決まっています、同期ガバナーとなる皆さんと話し合います。日本の地区は 34 ですので、34 名のガバナーエレクトが出席します。各セッションは 2 つのグループに分かれて開催されます。34 名の出席者が、セッションごとに組み合わせが変わり、セッション全体を通して、全てのガバナーエレクトと同じグループになるようにセットされます。分科会のリーダーは、R I 研修リーダーが当たります。R I 研修リーダーは、国際協議会開催前の 1 週間、研修リーダーの研修を受けるそうです。

地区ガバナーエレクトの配偶者は、ガバナーを支える重要な役割を担いますから、国際協議会には配偶者も出席します。女性ガバナーエレクトもいますので、配偶者も女性と男性がいます。配偶者を対象とした研修やイベントも行われます。配偶者は全体会議に出席したり、配偶者の研修、イベント等に出席します。

ロータリー研究会

ロータリー研究会は、ゾーン単位で開催されます。日本は現在 3 つのゾーンになっていますが、3 つのゾーン合同で開催されています。招集者は R I 理事または直前理事となっていますが、日本の場合は現職の R I 理事が招集者になっています。

出席対象者は R I の元、現、次期役員（ガバナー）が対象ですが、日本の場合は将来の地区指導者候補としてガバナー補佐の出席が求められています。日本で開催されるロータリー研究会には、R I 会長、ロータリー財団管理委員長、事務総長が揃って出席しています。

ロータリー研究会の目的は、R I の現、次期、元役員に、ロータリー財団の方針とプログラムに関する最新情報を提供すること。R I 理事会に対して意見や提案を述べる場を、ロータリーのリーダーに提供すること。現、次期、元ガバナーに対して親睦と参加型の学習体験を提供することにより、リーダーシップと奉仕への意欲を高めること。となっています。

現在では、インターネットで様々な情報が得られます。ロータリーに関する情報も例外ではありません。私が皆さんに特にお薦めするのは、My Rotary です。My Rotary の URL は、<https://www.rotary.org/myrotary/ja> です。既に多くの皆さんが利用されておられると思いますが、まだの方は是非アクセスしてみてください。

ロータリー財団

ロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。法人設立定款と細則は、管理委員会が理事会の同意を得て改正できるが、その他の方法はない。と規定しています。

設立定款の抜粋が手続要覧に掲載されていますので、ここに記載します。これをお読み頂くと、R I とロータリー財団の関係がはっきり理解できると思います。私は、ロータリー財団はR I が 100%出資した子会社のようなものと表現していますが、R I の一機関とも言えると思います。

1983 年 5 月 31 日申請の国際ロータリーのロータリー財団法人設立定款抜粋

名称 当法人の名称は、国際ロータリーのロータリー財団である。

目的 本法人は、慈善的かつ教育的目的、または1954年国内歳入法第501項(c) (3)もしくはは以後の連邦租税法の関連規定に定められ、かつ、法人会員の承認したほかの目的と目標のためにのみ組織され、常に運営されるものとする。この目的の中には博愛、慈善、教育という特質をもつ、あるいは善意に基づく実質的かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民の間に理解と友好関係を助長することが含まれるが、これらに限定されるものではない。

収入と資産の運用

- (a) 当法人の資産または純収益の一部といえども当法人の理事、管理委員または役員、私人の利益に帰してはならないものとする。ただし、当法人は、なされた奉仕の適正な報酬の支払を含め、前述の目的を助長する場合は、支払と分配を行うことができる。当法人は、本条のほかの規定にもかかわらず、(i) 1954年国内歳入法501項(c) (3) (または将来の米国国内歳入法の関係規定)の下に、連邦所得税を免除された法人によって、(ii)1954 年国内歳入法第170 項(c) (2) (または将来の米国国内歳入法の関係規定)の下に、寄付金を控除できる法人によって、遂行することが認められないようなほかの活動を遂行しないものとする。
- (b) 当法人は活動の一部といえども立法に影響を及ぼそうとする宣伝その他を行うものではない。当法人は、公職の候補者に代わって政治的キャンペーン (声明の発表、配布も含まれる) に参加してはならない。
- (c) 当法人が解散、終結すると直ちに、その借金および負債を支払うか、支払う準備をしたあと、その資産のすべて (当法人が解散するような場合、返還、譲与、譲渡を条件として本財団に譲渡された資産を除く) は、1954年国内歳入法501項(c) (3)または以後の連邦租税法の関連規定に述べる単一または複数の団体を律する法律に従って、当法人の法人会員が決めた前述の一つまたはそれ以上の目的のために譲与、譲渡されるものとする。

法人会員 当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員からなるものとする。法人会員の選出は細則に定めるものとする。法人会員は、規則によって必要とされる事項に加えて、当法人の理事 (管理委員を指す) を任命するという権限を有する。法人設立定款および細則は、法人会員の承認なしに変更されないものとする。法人会員の承認を得るために提出しなければならないほかの事項については細則に定められている。

財団への寄付金の使われ方について

未来の夢計画はロータリー財団(以下「財団」)の補助金を見直して、従来に増して世界中に成果を上げるというものですが、皆様からの寄付金はどのようになるのでしょうか。

財団への寄付金は3種類ありますが、これらの寄付金は寄付金の種類によって、資金の流れが違います。財団では、他に例を見ないような仕組みで資金を管理しています。

年次基金寄付は、財団への寄付の基盤です。財団の補助金とプログラムの主な資金源になります。第2790地区では、会員1人当たり130ドルを目標にして頂きたいとお願いしています。皆さんから毎年寄付して頂く寄付金です。この寄付金の元金は財団の補助金とプログラムの主な資金源になります。この寄付金は、3年間財団で運用します。その運用益で財団の管理運営費を賄います。3年後、元金はそっくりシェアシステムに組み込まれます。

恒久基金寄付は、最低限のプログラムを継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を可能にするためのものです。恒久基金の元金は使用しないで恒久的に基金として積み立てておきます。ですから既に退会された方や物故された方からの恒久基金に対する寄付金も、地区単位で管理されています。この基金を運用して、その運用益を毎年シェアシステムに組み入れます。寄付の方法は、現金寄付は勿論ですが、遺贈による方法もあります。

使途指定寄付金は、ポリオプラスへの寄付とか、平和フェローへの寄付金、グローバル補助金の現金拠出分等、資金の使途を指定して寄付して頂くものです。この寄付金は、指定された目的に使いますので、シェアシステムには組み入れられません。

シェアシステムというのは、皆さんからの寄付金の使い方を定めたものとご理解ください。地区内のロータリアンから頂いた3年前の年次基金寄付金合計額と、恒久基金の運用益の合計額がシェアシステムの対象額になります。

このシェアシステム対象額の50%ずつを、地区財団活動資金(DDF)と国際財団活動資金(WR)に区分します。区分されたDDFが地区で使える資金になります。ですから、皆さんからの年次基金寄付の多寡によって、地区で使える資金が決まります。DDFの金額の内、その年度に未使用があった場合には、その未使用額は翌年度のDDFに繰越されます。2014-15年度のグローバル補助金は、予定した金額まで申請が有りませんでしたので、2015年6月末までに申請がなかった場合には、2015-16年度に48,000ドル以上が繰越される予定です。この繰越金は、財団に没収されるのではないかと心配される方がおられるようですが、そんなことはありませんのでご安心ください。

シェアシステムで配分されたDDFの50%までを、地区補助金として使えます。第2790地区では、DDFの中からポリオプラスへの寄贈とロータリー平和センターへの寄贈を、それぞれ25,000ドルとして差し引きます。その残額の概ね50%ずつを地区補助金とグローバル補助金に配分しています。

地区補助金は、地区に大幅な権限が委譲されたと記載しました。具体的には、従来財団に申請して、財団で審査していましたが、これが地区で定めた基準に従って、ある程度地区が自由に配分することが出来るようになりました。最終的には財団の審査を受けますが、ほぼ地区に任されていると認識してください。

皆様からの年次基金寄付金は3年後に地区とクラブで使えるという事をご理解ください。

米山記念奨学事業について

「将来の日本の生きる道は平和しかない。その平和日本を世界に理解されるためには、アジアの国々から一人でも多くの留学生を日本に受け入れて、平和日本を肌で感じてもらうしかない。それこそ、日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業ではないだろうか。」この文章は、ロータリー米山記念奨学会史に記載されているものです。

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会は、日本のロータリーが共同で運営する奨学財団です。日本で学ぶ外国人留学生に奨学金を支給し支援する国際奨学事業をおこなっています。事業の使命は、将来、日本と世界とを結ぶ懸け橋となって国際社会で活躍し、ロータリー運動の良き理解者となる人材を育成することです。これは、ロータリーの目指す平和と国際理解の推進そのものです。

東京ロータリークラブの単独事業として始まったこの事業は、日本全国の共同事業へと発展しました。歴史的にも、そして世界にも例を見ない日本のロータリー独自の多地区合同活動になっています。

米山記念奨学会には、他の奨学金にはない世話クラブとカウンセラー制度があります。皆さんのクラブでも世話クラブとして、奨学生を引き受けて頂いたと思いますが、奨学生は毎月例会に出席して、奨学金を受け取ります。今月は都合が悪いので、私の銀行預金口座に振り込んで欲しいと依頼されても、振り込みすることは出来ません。必ず例会場で手渡しすることになっています。このことは、クラブの例会に出席することにより、カウンセラーだけでなく会員との話し合いによって、ロータリーを理解して貰うという狙いがあります。

年間の奨学生採用数は約 700 人、事業費は 12 億円超と、外国人留学生を対象とした民間の奨学金では、国内最大規模になっています。

第 2790 地区では、会員一人当たり 15,000 円程度の寄付をお願いしています。皆さんのご理解とご協力により、この目標金額は達成されています。2012-13 年度は一人当たり 15,534 円、2013-14 年度は一人当たり 16,118 円となっています。日本全国に 34 地区ありますが、上位 14 位から 13 位になっています。順位を争うわけではありませんが、寄付金の多寡は、地区に割り当てられる奨学生の人数に関係します。

地区に割り当てられる米山奨学生はどのように決まるのでしょうか。

1. その年度の日本全体の寄付金収入予測に基づいて、全体の採用数を決めます。2015 学年度は、720 人でした。
2. 全体の採用数の 50%を、地区ごとの個人平均寄付額によって割り当てます。
3. 全体の採用数の 40%を、地区ごとの寄付金総額によって割り当てます。
4. 全体の採用数の 10%を、地区ごとで米山奨学金に応募資格のある留学生数によって割り当てます。

このようにして、第 2790 地区には、24 名が割り当てられました。この人数は、前年度に比べて 2 名の増加になりました。地区では、この 24 名を地区の指定校から推薦を受けた留学生の中から選考試験を実施して、採用しています。

皆さんのご理解とご協力により、米山記念奨学会事業は順調に推移しています。

R L I について

R L I (ロータリー・リーダーシップ研究会) について

R L I (Rotary Leadership Institute の略、ロータリー・リーダーシップ研究会)は、ロータリークラブの潜在的なリーダーのためのリーダーシップ開発プログラムを実施する各地区の草の根の活動です。R L I は「研修を通じてロータリーの活性化と発展を願い、一人一人のロータリアンのロータリーへの理解とモチベーションを高め、リーダーシップを涵養することである。」とR L I 日本支部の会則にあります。

R L I はパートⅠからパートⅢまで開催され、それぞれ1日間の研修です。ですから延3日間を要します。各パートは6つのセッションから成っていて、定められたカリキュラムに従って実施されます。それぞれのパートは順番通りに参加する必要はありませんし、数年にわたって参加しても構いません。例えばパートⅡの日程に出席できなかった場合は他の地区で実施するパートⅡに参加すれば良いですし、翌年度に開催されるパートⅡに参加されても良いこととなります。それぞれのパートに参加すると、終了証書が授与されます。パートⅠからパートⅢまでの全日程に参加されると卒業証書が発行されます。更にその後に卒後コースがあります。この卒後コースは必須ではありませんが、これにも是非参加してください。そして、DL (ディスカッションリーダー) 要請講座と続きます。このDL養成講座に参加されると、DLとして認められます。R L I は少人数でのディスカッション方式によって開催されますが、それぞれのパートの司会進行役をDLが担当します。

パートⅠでは、「私たちロータリアンが学ぶべきテーマについて」、パートⅡでは、「私たちの所属するロータリークラブが、より効果的クラブに成長するための課題について」、それぞれ参加者同士で話し合います。そしてパートⅢでは「私のロータリーの旅」とタイトルがついていますが、パートⅠとパートⅡでの学びを基に、より幅広く奥深いロータリーの世界を学ぶ「旅」となっています。そのゴール(目的地)は、私たち一人一人の、ロータリアンとしての成長とロータリー感の確立を目指しています。

ディスカッション方式は、皆さんのクラブ例会や分区の会合等で既に実施されていると思います。このディスカッションの方式をR L I 方式等と表現しておられる方がおられますが、R L I 方式という表現は、私は好きではありません。R L I は、確かに参加者同士で意見交換をしていますが、ディスカッション方式そのものはR L I の専売特許ではありません。R L I を実施する際の方法に、以前からあるディスカッションの方法を取り入れているにすぎません。R L I は定められたカリキュラムに基づいて実施されるものを言うのであって、ディスカッション方法そのものをR L I というものではありません。こう言うとR L I に批判的だと言う方がおられますが、R L I を批判している訳ではありません。私は、R L I の素晴らしさを体験して頂くためにも、皆さんに積極的に参加して頂きたいと願っています。

第2790地区では、2013-14年度(関口年度)に試験的に実施され、2014-15年度(宇佐見年度)では正式な地区の活動として実施中です。2015-16年度(櫻木年度)も、地区の正式な活動として実施する予定です。会場の確保が難しくなっていますので、ある程度の定員を設けざるを得ませんが、会長エレクトやクラブ研修リーダーの皆さんには(これらの役職に限りませんが)、是非とも参加して頂くようお願いいたします。

特別月間の変更について

ロータリーの特別月間は、クラブだけでなく、ロータリアン一人ひとりがロータリーの活動に参加するよう強調するためR I 理事会が特別に指定した月間です。特別月間には、クラブも会員も、奉仕の重要性を認識し、特に力を入れるため、各クラブではクラブ会長が例会で説明したり、担当の委員会が卓話をしたりして参りました。

R I 理事会は、2014年10月理事会で、このロータリー特別月間を、重点分野を強調するものに変更しました。2015年7月1日から変更になります。ロータリー財団のグローバル補助金を申請するためには、6つの重点分野の1つ以上に該当するプロジェクトでなければならないという要件がありますが、その6つの重点分野が全て特別月間になりました。奉仕の重要性を認識して行きたいものです。6つの重点分野は、未来の夢計画の試験期間をスタートする前に、全世界のロータリアン1万人にアンケートしたところ、奉仕を実践している、或いは奉仕を実践したい分野の回答をまとめたのがこの6つだったことから定められたものです。

この特別月間の変更は、R I が財団化している表れだと言われる方もおられるかも知れませんが、私は全世界のロータリアンにロータリーの重点分野を理解して貰い、奉仕活動に力を入れて頂きたいとの表れだと思っています。

新しい特別月間に関する説明等は、インターネットで検索してもまだありませんが、R I のホームページには「各月間に関連分野におけるロータリーの活動に焦点を当てた例会を企画しましょう。」と掲載されています。

ロータリー財団の重点分野の基本方針というものがあります。これは特別月間の解説ではありませんが、グローバル補助金申請の際に、重点分野の範囲内にある活動と範囲外にある活動の例が掲載されています。これらを参考にして、これからの特別月間に備えて頂きたいと思います。

2015年7月1日からの区別月間

従来の特別月間	2015年7月からの特別月間
7月 指定なし	指定なし
8月 会員増強・拡大月間	会員増強・拡大月間（変更なし）
9月 新世代のための月間	基本的教育と識字率向上月間（基本的教育を3月の識字率向上月間に加えて移動）
10月 職業奉仕月間 米山月間	経済と地域社会の発展月間（新設） 米山月間（日本独自・変更なし）
11月 ロータリー財団月間	ロータリー財団月間（変更なし）
12月 家族月間（廃止）	疾病予防と治療月間（新設）
1月 ロータリー理解推進月間（廃止）	職業奉仕月間（10月から移動）
2月 世界理解月間（廃止）	平和と紛争予防／紛争解決月間（新設）
3月 識字率向上月間	水と衛生月間（新設）
4月 雑誌月間（廃止）	母子の健康月間（新設）
5月 指定なし	青少年奉仕月間（9月新世代のための月間から名称を変更して移動）
6月 ロータリー親睦活動月間	ロータリー親睦活動月間（変更なし）

ロータリー一年表

ロータリー創立からの主要な出来事をロータリー一年表として、以下に記載します。

- 1905年2月23日 ポール・ハリス他3名の合計4名で、シカゴ・ロータリークラブが誕生した。同年、ハリー・ラクルスが、ロータリーの会合で歌を歌う伝統を始める。
- 1906年 荷馬車の車輪の徽章をデザイン。クラブ最初の定款と細則が印刷される。
- 1907年 シカゴ市内2カ所に公衆便所設置を計画し、1909年に建設。これがロータリークラブ初の社会奉仕プロジェクトとなる。
- 1908年 後に32年間事務総長を務めることとなるチェスリー・ペリーが、「最もよく奉仕するもの、最も多く報われる」を提唱したアーサー・フレドリック・シェルドンと共に入会。サンフランシスコ・ロータリークラブ発足。ポール・ハリスが「米国内の主要都市にロータリークラブが結成されることを望む」と発言。
- 1909年 オークランド、シアトル、ロサンゼルス、ニューヨーク、ボストンにクラブ結成。
- 1910-11年度 初のロータリー大会開催。全米ロータリークラブ連合会が16クラブにより発足し、ポール・ハリスが初代会長に就任。ポール・ハリスがジーン・トンプソンと結婚。「ザ・ナショナル・ロータリアン」（後に「ロータリアン誌」となる）創刊。
- 1911-12年度 カナダ、英国、アイルランドにクラブ結成。国際大会で、「ロータリー宣言」が採択される。「超我の奉仕」および「最もよく奉仕するもの、最も多く報われる」が、ロータリーの標語として提案される。
- 1912-13年度 連合会の名称が国際ロータリークラブ連合会と改称される。歯車を模した最初のロータリー徽章が採択される。ポール・ハリスが、連合会の名誉会長となる。
- 1913-14年度 米国インディアナ州とオハイオ州での洪水救済のために、25,000ドルを寄付。被災者救済のための数多くの活動の先駆けとなる。100番目のクラブがアリゾナ州フェニックスで結成される。
- 1914-15年度 ヨーロッパにおける戦争勃発により、同地域でのロータリーの発展が停滞。グレート・ブリテンおよびアイルランドの8クラブがベルギー戦争難民の住宅など、救済活動を支援。公式のロータリーの旗が採用される。
- 1915-16年度 クラブが地区にグループ分けされる。標準ロータリークラブ定款および細則モデルが採択される。ロータリー倫理訓が採択される。キューバにクラブが創立され、英語圏外初のクラブ結成となる。
- 1916-17年度 アーチ・クランフ会長が、ロータリー財団の前身である基金の設立を提案。身体障害児活動が始まる。
- 1917-18年度 米国のクラブが、主な戦災者救済活動に乗り出す。クラブからの要望により、最初のロータリー歌集が発行される。
- 1919-20年度 第1次世界大戦の終結により、アルゼンチン、上海、パナマにそれぞれクラブが結成される。

- 1920-21 年度 ロータリーがヨーロッパとオーストラリア大陸に拡大。エジンバラ国際大会で、ロータリーの綱領(目的)の1つとして「国際平和および親善」を採択。
- 1921-22 年度 組織の名称が変更され、「国際ロータリー」となる。組織規程が完全に改正され、すべての新クラブに対し標準クラブ定款が義務づけられる。アフリカ初のクラブが、ヨハネスブルクに結成。
- 1922-23 年度 米国大統領でロータリアンのウォレン・ハーディングが国際大会で講演した最初の国家元首となる。決議 23-34 が、「本来の諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則」として採択される。
- 1923-24 年度 世界中のロータリアンが、14万3,000人以上の死者を出した日本の大地震に対し、救済活動を実施。現在の6つの輻(や)、24の歯、キー溝の付いた歯車の徽章を理事会が採択。ロータリアンが10万人を越す。最初の「友愛の家」がトロント大会で開設される。
- 1924-25 年度 スイスのチューリッヒに事務局が開設される。アラスカのケチカンに2,000番目のクラブが結成される。
- 1925-26 年度 アダムス会長が、ロータリーの基本を強調しつつ、「ロータリーが真になんであるかをロータリアンに教育する」ことを呼びかける。リチャード・バード提督が、北極点にロータリー旗を持って行く。
- 1926-27 年度 ベルギー王のアルバート1世が、ヨーロッパ大陸初のR I 国際大会の開会を正式に宣言。コペンハーゲンとニースで、青少年交換が始まる。
- 1927-28 年度 アジアと中東においてロータリークラブを結成させるため、カナダのジェイムス・デイビットソンが妻と娘と共に3年間の世界旅行に出発。ロータリー基金をロータリー財団に名称変更。ポール・ハリス夫婦が、イングランドとヨーロッパ大陸のクラブを訪問。
- 1928-29 年度 2回目の太平洋地域大会が、東京で開催される。懸命な拡大活動が行われる。ロータリー親睦活動として、エスペラント語同好会が結成される。
- 1929-30 年度 大恐慌が全米経済を揺るがす中、ロータリー誕生の地で、ロータリー創立25周年を祝賀。ロータリーに新たに8カ国が加盟。リチャード・バード提督が、南極点にロータリー旗を持って行く。
- 1930-31 年度 低迷する世界経済にもかかわらず、さらに7カ国がクラブを設立。オーストラリア政府がロータリーを称える初の郵便切手を発売。
- 1931-32 年度 大恐慌により27のクラブを失う。会員数が2,000名減少する。ロータリアンが、パリとジュネーブで行われた軍縮会議に参加。
- 1932-33 年度 ハーバート・テラーが「四つのテスト」を定型化する。
- 1933-34 年度 第1回規定審議会が、国際大会の一部として開催される。
- 1934-35 年度 会員減少が続いていたが、一転して150のクラブと12,406名の新会員が入会。
- 1935-36 年度 ポール・ハリスが、南米への旅に出発し。初の南米地域大会に出席。
- 1936-37 年度 R I が23の地区を作る一般地区再編プランを採択。メーニア会長が、いつの

- 日にか世界に 15,000 のクラブができる日が来ると予言。(1971-72 年度に達成)
- 1937-38 年度 第 2 次世界大戦が近づくにつれ、ドイツの 42 クラブが、オーストラリアの 11 クラブと共に、活動停止を余儀なくされる。
- 1938-39 年度 シニア会員の分類を承認。後にシニア・アクティブ会員となり、2001 年に削除される。5,000 番目のクラブが、米国ジョージア州ロックマートで結成される。
- 1939-40 年度 赤十字を通じての戦災救済に 5 万ドルが充当され、戦争の影響を受けたロータリアンやその家族を援助するためのロータリー救済基金が設立される。スペインの 28 クラブが脱退する。
- 1940-41 年度 第 2 次世界大戦により、更に 11 のクラブが脱退。解散した日本の 44 クラブのうち、数クラブは「○曜クラブ」として例会を継続。
- 1941-42 年度 ロータリアンが欧州の捕虜収容所キャンプの捕虜に食糧小包の配達を開始。R I が、世界平和のニーズを研究するための委員会を設立。
- 1942-43 年度 多くの国々の教育大臣やオブザーバーを集めたロータリー会議がロンドンで開催され、大規模な教育および文化交流の組織が検討され、後にその結果としてユネスコが誕生。チェスリー・ペリーが R I 事務総長を退任。
- 1943-44 年度 21 ヶ国の 290 のクラブが、国際理解研究のスポンサーとなる。フィンランドでは、クラブが第 2 次大戦の戦災孤児を援助するための活動を開始。
- 1944-45 年度 解放地域でのクラブ再編成が、グアム、マリアナ諸島、フィリピンで始められる。サンフランシスコで開催された国際機構に関する連合国会議の当初の 46 の加盟国の代表、顧問、コンサルタントとして、49 名のロータリアンが奉仕。
- 1945-46 年度 少年活動および少年活動委員会の名称が、「青少年奉仕」および「青少年委員会」にそれぞれ変更。脱退していたベルギー、ビルマ、チェコスロバキア、フランス、イギリス、ルクセンブルク、ノルウェー、オランダ、海峡植民地で復活。
- 1946-47 年度 1947 年 1 月 27 日、ポール・ハリス逝去。18 口の補助金による大学院課程奨学金開始される。ロータリー財団のために 200 万ドルを集めるという 1938 年大会決議に従うよう求める声明を R I 理事会が発表。イタリア、トリエステ、オランダ領インド、シヤムでロータリーが復活。
- 1947-48 年度 ロータリー財団への寄付が 955,000 ドルを上回る。戦争の影響を受けたロータリアンを引き続き救済するために 15,000 ドルの資金を配分。中国本土を離れたロータリアンが台湾でクラブを復活。
- 1948-49 年度 ポール・ハリス著の最後の本「ロータリーへの私の道」が独立して出版され、シカゴで販売される。オーストラリア、ドイツ、ザール盆地でクラブが復活。
- 1949-50 年度 「四つのテスト」の銘板が全クラブに配布される。12,000 以上の食料や物資の小包が、戦禍を受けた地域の元ロータリアンやその家族に送られる。
- 1950-51 年度 200 万ドルのロータリー財団の目標が達成される。ロータリーの「綱領(目的)」を 1 つの「綱領(目的)」から 4 つの「奉仕部門」へ変更。
- 1951-52 年度 クラブへの創立会員の指定が廃止される。シカゴ近郊に R I 世界本部を置くことを議決。

- 1952-53 年度 シカゴ近郊のエバンストンに新たな世界本部ビルの建築を着工。
- 1953-54 年度 奉仕部門を見直し、さらに効果的にするため訪問グループを設置。ロータリー財団奨学金を 32 ヶ国 101 名の学生に支給。
- 1954-55 年度 ロータリー創立 50 周年を祝い、「奉仕の 50 年」を出版。映画「大いなる冒険」を制作。50 周年記念切手が 27 ヶ国で発行される。
- 1955-56 年度 ロータリアンがハリケーンでの洪水から米国北東部を救済。2 年に一度の審議会が初めて開催される。
- 1956-57 年度 丸 1 日のロータリー研究会が開かれる。ポール・ハリス・フェロー認定のプログラムを開始。ロータリー財団の年次寄付が 50 万ドルに到達。11 月 15 日を含む週が「財団週間」に。
- 1957-58 年度 新しい国際奉仕のアプローチ「In Their Shoes (相手の立場に立つ)」会議が始まり、異なる国々を代表する地域社会グループが国際問題について討議。
- 1958-59 年度 3 月 20 日を含む週 (後に 2 月 23 日を含む週に変更) が世界理解週間に (1983 年に「世界理解月間」に変更)。
- 1959-60 年度 クラブが 10,000 を超す。ロータリー青少年指導者養成プログラム(R Y L A) が、オーストラリアとニュージーランドで定着。
- 1960-61 年度 「ザ・ロータリアン誌」出版 50 周年を記念し、同誌に会長のメッセージを収録したレコードを挿入。122 の国と地域で、会員数が 50 万人を突破。
- 1961-62 年度 ロータリー財団が国際研究のために 134 口の奨学金を支給し、1947 年以來の奨学金総数は、1,452 口となる。
- 1962-63 年度 ロータリー提唱の中高生の奉仕クラブであるインターアクトが、米国フロリダ州のメルボルンのクラブを第 1 号として始まる。
- 1963-64 年度 主要な国際奉仕活動である組み合わせ地区・クラブ・プログラム(Matched District and Club Program)を開始。
- 1964-65 年度 ペッテンギル R I 会長が、創立 60 周年の年度中に各クラブに 3 つの職業分類を充填し、各地区に 3 つのクラブを結成するという挑戦事項を提案。
- 1965-66 年度 3 つの新たなロータリー財団プログラムが開始される。研究グループ交換、技術研修プログラム、ロータリー財団の目的を維持する活動のための補助金 (後の「マッチング・グラント」)。財団の年次寄付が 100 万ドルを超える。
- 1966-67 年度 組み合わせ地区・クラブ・プログラム、世界社会奉仕、小企業クリニックを通じて、国際奉仕を支援するようクラブに奨励される。世界社会奉仕プログラムが正式に発足。
- 1967-68 年度 年齢 18~28 歳の若い男女の奉仕組織であるローターアクトが、第 1 号クラブとして発足。クラブおよび地区レベルの指導者養成のための指導者研修プログラムが形成される。ロータリー財団が創立 50 周年を祝う。
- 1968-69 年度 東ヶ崎潔が日本人初の R I 会長に就任。卓越した国際奉仕あるいは社会奉仕プロジェクトを実施したクラブへの「意義ある功績賞」が初めて贈られる。ロータリー財団が 224 件の奨学金を支給。

- 1969-70 年度 中高生対象の全世界でのポスター・コンテストが、「理解を通じて世界平和を」のテーマの下に開催される。アトランタ国際大会で、R I の立法機関として規定審議会を指定。
- 1970-71 年度 財団が、身体障害者の教員のための新補助金を設置。オーストラリアとニュージーランドで開始されたロータリー青少年指導者育成プログラム (R Y L A) が、R I プログラムとして採用される。
- 1971-72 年度 内紛からインドに避難した東パキスタン (現バングラデシュ) の難民の苦境に世界中のロータリアンが応える。規定審議会が、ヒューストンにて R I の「議会」として初めて開かれる。
- 1972-73 年度 新しいスライドのセット「The Most Important Man」がクラブ用に作成される。4つの奉仕団体 (ロータリー、キワニス、ライオンズ、青年会議所) の会長会合が開催される。ロータリアンがニカラグアで 12,000 人の犠牲者を出した地震災害に応える。
- 1973-74 年度 R I が「行動するロータリー」世界写真コンクールをスポンサー。1,000 人以上が応募。3,500 枚の写真が提出され、23 カ国から 50 人が入選。ロータリーの会員が 75 万人を超す。
- 1974-75 年度 世界中のロータリアンが、オーストラリアのダーウィンの 90 パーセントを破壊したサイクロンの被害者を援助。
- 1975-76 年度 スペイン政府の大臣により、スペインにロータリーが復活。財団奨学金が 794 名の学生に贈られる。
- 1976-77 年度 3年ずつに区切られた 9 年のプログラムとして、国際社会奉仕のプログラムとして、国際社会奉仕のパートナーとなるクラブや地区に同額補助が行われる。財団への寄付が年間 1,000 万ドルに到達。
- 1977-78 年度 ロータリー財団が 820 名の学生に教育補助金を支給。日本の東京で開催された国際大会に、R I の歴史上最多の大会出席者 (39,834 名)。
- 1978-79 年度 「保健、飢餓追放および人間性尊重 (3-H) 補助金」プログラムを開始。3-H プログラム開発のために、クラブが 2 年間の 75 周年記念基金に寄付を開始。
- 1979-80 年度 世界中で創立 75 周年を祝う。第 1 回 3-H ポリオ撲滅行事 (後のポリオプラズ) が行われる。世界の 5 都市に R I 支局が設立される。
- 1980-81 年度 財団による教育助成金件数が 1,000 名を超す。国連の「国際障害者年」を支援。初の国際理解と平和賞が日本の岩村昇博士に贈られる。
- 1981-82 年度 世界平和と理解を強調。7 巻の情報資料「ロータリアン必携」が 9 か国語で出版される。
- 1982-83 年度 向笠広次が日本人として 2 人目の R I 会長に就任。R I 会長がめったに訪れないようなクラブや地区を訪問。2 万番目のクラブ誕生。
- 1983-84 年度 会長賞及び特別強調事項「みんなのロータリーを」を通じ、714 の新クラブが結成される。これだけの数のクラブが結成されたのは、このロータリー年度が最高である。10 万人目のポール・ハリス・フェローが認定される。

- 1984-85 年度 ポリオ 2005 (後のポリオプラス) が、ロータリー創立 80 周年を祝うにあたり、世界中の全児童に予防接種を行うことを発表。968 の新クラブ結成を記録。
- 1985-86 年度 会員数が 100 万人を突破。824 の新クラブ結成。史上 2 番目の高い数字となる。ポリオプラスのために 1 億 2,000 万ドルの 3 年募金目標を発表。
- 1986-87 年度 ロータリー村落共同体試験プログラムが設けられる。米国内のクラブに有資格の女性の入会を認める米国最高裁判所の決定に従った。
- 1987-88 年度 R I 会長 チャールズ C. ケラー テーマ 「ロータリアン—奉仕に結束—平和に献身」 ポリオプラスキャンペーンで、当初の目標の 2 倍近い 2 億 2,000 万ドルを集めた。新しい世界本部の除幕式が行われた。初めて R I 職業奉仕委員会が開催され、クラブ・プロジェクトの機会に重点を置くことを再定義した。
- 1988-89 年度 R I 会長 ロイス・アビー テーマ 「ロータリーに活力を—あなたの活力を」 地区の再編成を含む R I の長期計画が立案された。規定審議会で、有資格の女性会員の入会を全クラブに認めることを票決。25 万人目のポール・ハリス・フェローを認定。
- 1989-90 年度 R I 会長 ヒュー M. アーチャー テーマ 「ロータリーを楽しもう」 当時のソビエト連邦で初のモスクワクラブ結成。メキシコのクラブが 25,000 番目のクラブとして結成。ロータリーの趣味・職業別親睦活動を推進。
- 1990-91 年度 R I 会長 パウロ V. C. コスタ テーマ 「ロータリーを高めよ 思いを尽くし 熱意を尽くし」。財団のロータリー平和プログラム (ロータリー平和フォーラム) が、公式のプログラムとなる。
- 1991-92 年度 R I 会長 ラジェンドラ K. サブー テーマ 「自分を越えた眼を」。財団が、4,100 万ドルの年次寄付、460 万ドルのポリオプラスへの寄付、800 万ドルを超える基金で 75 周年を祝う。世界保健機構、ユニセフと共に、ポリオを含む 6 つの主な疾病に対する予防接種を、世界の 80 パーセントの子供に実施。
- 1992-93 年度 R I 会長 クリフォード L. ダクターマン テーマ 「まことの幸福は人助けから」。ローターアクトが 25 周年を祝う。10 年間の薬物乱用・アルコール過飲防止プログラムが始まる。メルボルン国際大会で、象徴的な 5 億番目の子供がポリオの予防接種を受ける。
- 1993-94 年度 R I 会長 ロバート R. バース テーマ 「行動に信念を—信念は行動に—」。親善と開発に関する会長主催会議がスイスのジュネーブで開かれ、国連とのロータリーのパートナーシップを祝う。われらの天体、地球の保全およびロータリー・ボランティアが、公式プログラムとして採用される。
- 1994-95 年度 R I 会長 ビル・ハントレー テーマ 「友達になろう」。規定審議会でポリオ撲滅を「R I の最優先事項」として確認した。ロータリー 90 周年を祝う。
- 1995-96 年度 R I 会長 ハーバート G. ブラウン テーマ 「真心の行動 慈愛の奉仕 平和に挺身」。R I がウェブサイトを設置。ポリオプラス・パートナー・プログラム創設。最初の 8 名の女性が、地区ガバナーに就任。R I 理事指名を目的として、ロータリーを 34 のゾーンに再編成。

- 1996-97 年度 R I 会長 ルイス・ビセンテ・ジアイ テーマ「築け未来を 行動力と先見の眼で」 30 地区が地区リーダーシッププランを採択。財団が3つの新しいプログラムを開始：ヘルピング・グラント、新人道的補助金、3-H計画ジョン微助成金。財団学友プログラムへの寄付が6,030万ドルに達する。
- 1997-98 年度 R I 会長 グレンW. キンロス テーマ「ロータリーの心を あなたの住むところ 私たちの世界 そこに住むすべての人々に」識字率向上を試験的プログラムとして採択。最初のR I 会長会議がロシアで開催される。規定審議会で、出席者に対する規則を緩和。
- 1998-99 年度 R I 会長 ジェイムスL. レイシー テーマ「ロータリーの夢を追い続けよう」R I 理事会と財団管理委員会が、「子供たちのための機会補助金」という1回限りの2,000万ドルの推進計画を採択。財団が新プログラム、平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センターの設立に同意。
- 1999-2000 年度 R I 会長 カルロ・ラビッツア テーマ「ロータリー2000：活動は 一堅実、信望、持続」財団管理委員会が、ウクライナへ医療機器を贈る1万件目の22,633ドルの同額補助金を承認。エドウィン・フタ（布田）氏がR I 事務総長に就任。
- 2000-01 年度 R I 会長 フランク J. デブリン テーマ「意識を喚起し—進んで行動を」西太平洋地域で、ポリオ撲滅が宣言される。失明救済への支援と注意に焦点を当てる。クラブ数が3万を超す。規定審議会で、1業種1会員制を廃止、正会員と名誉会員に統合、メイクアップ規定の改正を採択。
- 2001-02 年度 R I 会長 リチャードD. キング テーマ「人類が私たちの仕事」 会員増強の強調により、54,939名（4.6パーセント増）の会員が加わる。ヨーロッパ地域で、ポリオ撲滅が宣言される。8万ドル資金集めのポリオ撲滅キャンペーン開始。
- 2002-03 年度 R I 会長 ビチャイ・ラタクル テーマ「慈愛の種をまきましよう」ポール・ハリス・フェローの数が85万人に達する。世界中のロータリアンが、15ヵ月のポリオ撲滅募金キャンペーン、111,499,350ドルを募金。
- 2003-04 年度 R I 会長 ジョナサンE. マジアアベ テーマ「手を貸そう」大阪で国際大会開催。登録者数45,381名は過去最高。R I 会長に初のアフリカ出身のジョナサン・マジアアベ氏が就任。「奉仕の一世紀 国際ロータリー物語」が、アナハイムでの国際協議会で発売。
- 2004-05 年度 R I 会長 グレンE. エステスシニア テーマ「ロータリーを祝おう」ロータリーが世界中で100周年を祝う。クラブ・リーダーシップ・プランの採用。出席記録から、会員の理由ある欠席を除外する。R I 国際大会 シカゴ
- 2005-06 年度 R I 会長 カール・ヴィルヘルム・ステンハンマー テーマ「超私の奉仕」国際大会 コペンハーゲン・マルモ
- 2006-07 年度 R I 会長 ウィリアムB. ボイド テーマ「率先しよう」国際大会 ソルトレークシティ

- 2007-08 年度 R I 会長 ウィルフリッド J. ウィルキンソン テーマ「ロータリーは分かち合いの心」 クラブ定款に四大奉仕部門を含める。一般に認められている祝日にクラブ例会を取り止める権限をクラブ理事会に与える。各半期ごとに、例会の 50% の出席を義務づける。会員資格に財団学友と地域社会活動が導入される。
国際大会 ロスアンゼルス
- 2008-09 年度 R I 会長 李 東建 テーマ「夢をかたちに」
国際大会 バーミンガム (第 100 回)
- 2009-10 年度 R I 会長 ジョン・ケニー テーマ「ロータリーの未来はあなたの手の中に」
国際大会 モントリオール
- 2010-11 年度 R I 会長 レイ・クリンギンスミス テーマ「地域を育み、大陸をつなぐ」
ロータリー財団の未来の夢計画パイロット地区スタート。直前会長をクラブ役員に含める。出席規定の免除に年齢 65 歳以上を含める。第五奉仕部門に新世代奉仕が加わり五大奉仕となる。 国際大会 ニューオーリンズ
- 2011-12 年度 R I 会長 カルヤン・バネルジー テーマ「こころの中を見つめよう 博愛を広げるために」 R I 長期計画の日本語訳を R I 戦略計画に変更。ロータリアンの職 業宣言をロータリーの行動規範と改正。WCS が廃止される。 国際大会 バンコク
- 2012-13 年度 R I 会長に日本人 3 人目の田中作次氏が就任。 テーマ「奉仕を通じて 平和を」一般に認められている祝日にクラブ例会を取り止める権限をクラブ理事会に与える。 国際大会 リスボン
- 2013-14 年度 R I 会長 ロン D. バートン テーマ「ロータリーを実践し みんなに豊かな人生を」 未来の夢計画を全世界の地区に導入。 綱領の日本語訳を目的に変更。新世代奉仕部門が青少年奉仕部門に変更される。 衛星クラブについての規定の新設。 仕事をしたことがない人等を正会員として認める。 「地区協議会」という言葉を、「地区研修・協議会」に変更する。 ガバナーの任務に、クラブ定款および細則が組織規程を順守しているか確認することを加える。 ガバナーノミニ・デジグネートの肩書きの新設。 副ガバナーを新設する。 印刷された雑誌を受け取るか、インターネットを通じて受信するかの選択肢を、米国およびカナダ以外の国にも与える。 国際大会 シドニー
- 2014-15 年度 R I 会長 ゲイリー D. K. ホアン テーマ「ロータリーに輝きを」
ロータリーデー開催を呼びかける。 多くの地区内クラブもこれに同調した。 R I 理事会がロータリーの特別月間を、 重点分野を強調するものに変更 (2015 年 7 月から変更) 国際大会 サンパウロ (2015 年 6 月 6 日～6 月 9 日)
- 2015-16 年度 R I 会長 K. R. “ラビ” ラビンドラン テーマ「世界へのプレゼントになろう」 国際大会 ソウル (2016 年 5 月 28 日～6 月 1 日)
- 2016-17 年度 R I 会長 ジョン・シャーム
国際大会 アトランタ

日本のロータリーの歴史

- 1920年(大正9年)10月20日 日本最初のロータリークラブ(以下「RC」)として、東京RCが創立。翌年4月1日加盟承認。
- 1922年(大正11年)11月17日 日本で2番目の大阪RC創立。
- 1923年(大正12年)9月1日 関東大震災。国際ロータリー及び海外のRCから多額の見舞金が届く。
- 1926年(大正15年) 大阪で第1回日本ロータリークラブ連合会懇親会が開催される。
- 1928年(昭和3年) 日本が第70区となる。初代ガバナーに米山梅吉が就任。
- 1929年(昭和4年) 京都で第1回地区協議会が開催される。
- 1935年(昭和10年) ポール・ハリス夫婦が来日。同年 日本語のロータリーソング発表。
- 1938年(昭和13年) 大阪RCでニコニコボックスが始まる。 第70地区機関誌として「国際ロータリー月報」が発刊される。
- 1939年(昭和14年) 日本が第70地区、第71地区、第72地区の3地区に分割される。
- 1940年(昭和15年) 臨時総会で、RI脱退を決議
- 1949年(昭和24年) 日本のRI復帰が承認される。
- 1950年(昭和25年) RI復帰後第1回の第60地区大会を京都で開催。
- 1951年(昭和26年) 5月18日、千葉県下初の千葉ロータリークラブが承認される。 ロータリーの友創刊。 東京RCで、ロータリー米山奨学金制度を発案、実施。
- 1963年(昭和38年) 日本最初のインターアクトクラブが、宮城県の仙台育英高校(現仙台育英学園高校)に創立される。
- 1968年(昭和43年) 東ヶ崎潔が日本人初の国際ロータリー会長に就任。 日本で最初のローターアクトクラブが、埼玉県の国際商科大学に創立される。
- 1970年(昭和45年) 日本のRC数が、1,000を超え、ロータリアンが5万人を超える。 大阪万博会場内で例会を開催。出席者数23,300人に達する。 日本ロータリー資料宅(現ロータリー文庫)設立。
- 1978年(昭和53年) 東京で国際大会が開催される。参加国95ヵ国、登録者数39,834人の新記録となる。
- 1980年(昭和55年) ロータリーの友が公式地域雑誌(現ロータリー地域雑誌)に指定される。
- 1981年(昭和56年) 国際ロータリー事務局日本支局が開設される。
- 1982年(昭和57年) 向笠廣次が、日本人として2人目の国際ロータリー会長に就任。
- 1986年(昭和61年) 日本のロータリアンが10万人を突破する。
- 1994年(平成6年) R財団奨学生に、後の宇宙飛行士山崎直子氏。(松戸中央RC)
- 2004年(平成16年) 日本で3回目の国際大会が、大阪で開催される。 登録者数45,381人は、新記録を更新した。
- 2009年(平成21年) 日本のゾーンが、3.5ゾーンから3ゾーンになる。
- 2013年(平成25年) 田中作次氏が、日本人として3人目の国際ロータリー会長に就任。

千葉県に属する地区番号の推移

国際ロータリー第 2790 地区は、1951 年 5 月 18 日千葉ロータリークラブの R I 加盟が承認され、その歴史が始まりました。1940 年 9 月～1949 年 3 月の間、日本のロータリークラブは R I を脱退しており、R I 復帰後 2 年程後に千葉ロータリークラブの加盟が承認されました。

当初は日本全国が 1 つの地区(第 60 地区)でした。その後日本国内のクラブ数が増えると共に、地区の数も次の通り増え、地区番号も変更になりました。

千葉県に属する地区番号の推移と、地区に所属する地域は次の通りです。

年 度	変更内容	地区番号	千葉県の所属地区の範囲
1949-51 年度	全国 1 地区	第 60 地区	全国 1 地区
1952-53 年度	全国を 2 地区に分割	第 60 地区	日本東部
1955-56 年度	全国を 4 地区に分割	第 60 地区	日本東部
1957-58 年度	全国を 5 地区に分割	第 355 地区	関東、新潟
1959-60 年度	全国 6 地区となる	第 355 地区	関東、新潟
1960-61 年度	全国 7 地区となる	第 355 地区	関東、新潟、沖縄
1961-62 年度	全国 8 地区となる	第 358 地区	東京、近畿、沖縄
1964-65 年度	全国 10 地区となる	第 358 地区	東京、近畿、沖縄
1965-66 年度	全国 11 地区となる	第 358 地区	東京、近畿、沖縄
1967-68 年度	全国 13 地区となる	第 357 地区	埼玉、千葉
1968-69 年度	全国 14 地区となる	第 357 地区	埼玉、千葉
1970-71 年度	全国 17 地区となる	第 357 地区	埼玉、千葉
1971-72 年度	全国 18 地区となる	第 357 地区	埼玉、千葉
1973-74 年度	全国 20 地区となる	第 349 地区	千葉県のみで地区を構成
1974-75 年度	全国 21 地区となる	第 349 地区	千葉
1977-78 年度	全国 22 地区となる	第 279 地区	千葉
1978-79 年度	全国 23 地区となる	第 279 地区	千葉
1980-81 年度	全国 24 地区となる	第 279 地区	千葉
1982-83 年度	全国 26 地区となる	第 279 地区	千葉
1985-86 年度	全国 27 地区となる	第 279 地区	千葉
1988-89 年度	全国 29 地区となる	第 279 地区	千葉
1989-90 年度	全国 30 地区となる	第 279 地区	千葉
1991-92 年度	全国 31 地区となる	第 2790 地区	千葉 地区番号が 4 桁になる
1992-93 年度	全国 33 地区となる	第 2790 地区	千葉
1994-95 年度	全国 34 地区となる	第 2790 地区	千葉

千葉県の地区番号は、第 60 地区⇒第 355 地区⇒第 358 地区⇒第 357⇒第 349 地区⇒第 279 地区⇒第 2790 地区と変更されました。

地区内クラブの加盟承認日・歴代ガバナー

千葉県の関係する歴代ガバナーと、地区内クラブの加盟承認日は、次の通りです。(下記では、ロータリークラブをRCと表記します。)

1949-51年度	第60地区(全国1地区) 千葉RC承認	ガバナー 手島 知健(東京) 1951年5月18日 No. 1
1951-52年度	第60地区(全国1地区)	ガバナー 星野 行則(大阪)
1952-53年度	第60地区(日本東部) 木更津RC承認	ガバナー 小林 雅一(東京) 1953年6月22日 No. 2
1953-54年度	第60地区(日本東部) 市川RC承認	ガバナー 宮脇 富(札幌) 1954年2月16日 No. 3
1954-55年度	第60地区(日本東部)	ガバナー 柳瀬 省吾(横浜)
1955-56年度	第60地区(日本東部) 船橋RC承認 館山RC承認 野田RC承認	ガバナー 小松 隆(東京) 1955年10月3日 No. 4 1956年2月13日 No. 5 1956年6月12日 No. 6
1956-57年度	第60地区(日本東部) 松戸RC承認 銚子RC承認 茂原RC承認	ガバナー 伊藤 文吉(新潟) 1956年12月17日 No. 7 1957年4月15日 No. 8 1957年5月15日 No. 9
1957-58年度	第355地区(関東、新潟) 佐原RC承認	ガバナー 東ヶ崎 潔(東京) 1957年12月11日 No. 10
1958-59年度	第355地区(関東、新潟)	ガバナー 佐久間 長吉郎(東京南)
1959-60年度	第355地区(関東、新潟) 東金RC承認	ガバナー 柏原 孫左衛門(東京) 1959年10月17日 No. 11
1960-61年度	第355地区(関東、新潟、沖縄) 鴨川RC承認 成田RC承認 柏RC承認 旭RC承認	ガバナー 田 誠(東京) 1961年4月24日 No. 12 1961年5月8日 No. 13 1961年5月27日 No. 14 1961年6月28日 No. 15
1961-62年度	第358地区(東京、近県、沖縄) 八日市場RC承認	ガバナー 中村 米平(東京北) 1962年3月23日 No. 16
1962-63年度	第358地区(東京、近県、沖縄) 大原RC承認 勝浦RC承認 流山RC承認 上総RC承認	ガバナー 湯浅 恭三(東京) 1962年10月22日 No. 17 1963年5月13日 No. 18 1963年5月27日 No. 19 1963年6月24日 No. 20
1963-64年度	第358地区(東京、近県、沖縄)	ガバナー 水沼 政久(横浜)

1963-64 年度	習志野 R C 承認	1963 年 11 月 29 日	No. 21
	千葉南 R C 承認	1964 年 3 月 2 日	No. 22
	市原 R C 承認	1964 年 6 月 22 日	No. 23
1964-65 年度	第 358 地区 (東京、近県、沖縄)	ガバナー 神 守 源一郎 (東京東)	
	大多喜 R C 承認	1965 年 3 月 10 日	No. 24
	天羽(富津) R C 承認	1965 年 5 月 22 日	No. 25
1965-66 年度	第 358 地区 (千葉、埼玉、東京、沖縄)	ガバナー 湯 浅 恭 三 (東京)	
	我孫子 R C 承認	1966 年 1 月 8 日	No. 26
	千倉 R C 承認	1963 年 1 月 15 日	No. 27
	新千葉 R C 承認	1966 年 6 月 6 日	No. 28
	八街 R C 承認	1966 年 6 月 14 日	No. 29
1966-67 年度	第 358 地区 (千葉、埼玉、東京、沖縄)	ガバナー 松 方 三 郎 (東京)	
	横芝(成田空港南) R C 承認	1966 年 11 月 12 日	No. 30
	大佐和(富津中央) R C 承認	1966 年 12 月 12 日	No. 31
	鋸南 R C 承認	1967 年 1 月 22 日	No. 32
	印西 R C 承認	1967 年 4 月 26 日	No. 33
	多古 R C 承認	1967 年 6 月 6 日	No. 34
	八千代 R C 承認	1967 年 6 月 19 日	No. 35
1967-68 年度	第 357 地区 (埼玉、千葉)	ガバナー 川 名 正 義 (館山)	
	小見川 R C 承認	1968 年 2 月 16 日	No. 36
	船橋西 R C 承認	1968 年 2 月 16 日	No. 37
	市川東 R C 承認	1968 年 6 月 6 日	No. 38
1968-69 年度	第 357 地区 (埼玉、千葉)	ガバナー 廣 澤 輝 雄 (川越)	
	木更津東 R C 承認	1968 年 7 月 27 日	No. 39
1969-70 年度	第 357 地区 (埼玉、千葉)	ガバナー 森 田 勝 彦 (新千葉)	
1970-71 年度	第 357 地区 (埼玉、千葉)	ガバナー 河 野 秀 夫 (熊谷)	
	松戸東 R C 承認	1970 年 9 月 1 日	No. 40
1971-72 年度	第 357 地区 (埼玉、千葉)	ガバナー 青 山 幸 高 (市川東)	
	佐倉 R C 承認	1971 年 10 月 14 日	No. 41
	本埜(印旛中央) R C 承認	1972 年 2 月 21 日	No. 42
	君津 R C 承認	1972 年 5 月 15 日	No. 43
	銚子東 R C 承認	1972 年 5 月 23 日	No. 44
1972-73 年度	第 357 地区 (埼玉、千葉)	ガバナー 半 田 利 一 (浦和)	
	鎌ヶ谷 R C 承認	1973 年 3 月 20 日	No. 45
	松戸北 R C 承認	1973 年 4 月 12 日	No. 46
1973-74 年度	第 349 地区 (千葉)	ガバナー 藤 代 善 次郎 (木更津)	
	袖ヶ浦 R C 承認	1974 年 4 月 8 日	No. 47
1974-75 年度	第 349 地区 (千葉)	ガバナー 野 口 長 太郎 (佐原)	
1975-76 年度	第 349 地区 (千葉)	ガバナー 岡 野 正 雄 (柏)	
	茂原東 R C 承認	1972 年 11 月 12 日	No. 48

1975-76 年度	柏西RC承認	1975年11月24日	No. 49
	沼南(柏東)RC承認	1976年2月23日	No. 50
	千葉西RC承認	1976年2月25日	No. 51
	白井RC承認	1976年3月11日	No. 52
	野田東RC承認	1976年5月26日	No. 53
1976-77 年度	第349地区(千葉)	ガバナー 赤木 諫夫(船橋)	
	市川南RC承認	1976年8月6日	No. 54
	船橋東RC承認	1977年6月11日	No. 55
1977-78 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 岩城 長保(千葉)	
	千葉中央RC承認	1977年9月23日	No. 56
1978-79 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 鈴木 憲輔(八千代)	
1979-80 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 齋藤 任(館山)	
	船橋南RC承認	1980年5月20日	No. 57
1980-81 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 平田 博水(市川)	
	柏南RC承認	1981年2月10日	No. 58
	浦安RC承認	1981年2月27日	No. 59
1981-82 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 寺田 欣一(佐原)	
	八千代中央RC承認	1981年9月18日	No. 60
	松戸中央RC承認	1982年4月2日	No. 61
	四街道RC承認	1982年6月2日	No. 62
1982-83 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 織戸 勝男(習志野)	
1983-84 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 小原 美紀(銚子)	
	富里RC承認	1984年5月7日	No. 63
1984-85 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 茂木 佐平治(野田)	
	千葉港RC承認	1984年12月13日	No. 64
1985-86 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 佐川 一元(船橋南)	
	松戸西RC承認	1986年6月2日	No. 65
1986-87 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 黒田 實(茂原)	
	習志野中央RC承認	1986年10月18日	No. 66
	船橋北RC承認	1987年5月22日	No. 67
	流山中央RC承認	1986年6月9日	No. 68
1987-88 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 齋藤 博(市原)	
	市原中央RC承認	1988年6月7日	No. 69
	千葉幕張RC承認	1986年6月21日	No. 70
1988-89 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 土屋 亮平(松戸)	
1989-90 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 島 和弘(館山)	
1990-91 年度	第279地区(千葉)	ガバナー 平塚 新兵衛(佐原)	
	千葉東RC承認	1991年1月21日	No. 71
	野田セントラルRC承認	1991年4月17日	No. 72
1991-92 年度	第2790地区(千葉)	ガバナー 土屋 秀雄(千葉)	

1991-92 年度	富津シティRC承認	1991 年 11 月 20 日	No. 73
	市川シビックRC承認	1991 年 4 月 17 日	No. 74
1992-93 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 南 部 裕 (東金)	
	茂原中央RC承認	1993 年 1 月 12 日	No. 75
	船橋みなとRC承認	1993 年 5 月 25 日	No. 76
	館山ベイRC承認	1993 年 6 月 3 日	No. 77
1993-94 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 越 部 平八郎 (千葉南)	
	成田コスモポリタンRC承認	1993 年 12 月 1 日	No. 78
1994-95 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 大 矢 惣一郎 (大原)	
	佐倉西(佐倉中央)RC承認	1995 年 5 月 22 日	No. 79
1995-96 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 石 井 亮太郎 (松戸東)	
	佐原香取RC承認	1996 年 5 月 27 日	No. 80
1996-97 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 長 島 洋 三 (市川東)	
1997-98 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 平 山 金 吾 (成田)	
	千葉北RC承認	1998 年 1 月 14 日	No. 81
1998-99 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 渡 邊 隆 (習志野)	
	千葉緑RC承認	1998 年 10 月 16 日	No. 82
	千葉若潮RC承認	1999 年 5 月 22 日	No. 83
1999-00 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 北 原 敬 一 (船橋東)	
	大網RC承認	2000 年 1 月 13 日	No. 84
	東金ビューRC承認	1998 年 1 月 27 日	No. 85
2000-01 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 秋 元 秀 夫 (君津)	
2001-02 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 鈴 木 雅 博 (市原中央)	
2002-03 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 森 島 庸 吉 (船橋西)	
2003-04 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 増 田 豁 (千葉中央)	
2004-05 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 杉 木 禧 夫 (茂原)	
2005-06 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 山 中 義 忠 (船橋南)	
	印旛中央RC脱退	2006 年 6 月 30 日 解散	
	船橋北RC脱退	2006 年 6 月 30 日 解散	
2006-07 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 白 鳥 政 孝 (市原)	
2007-08 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 白 鳥 政 孝 (市原)	
2008-09 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 崎 山 征 雄 (習志野中央)	
2009-10 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 中 村 博 亘 (柏西)	
	浦安ベイRC承認	2010 年 5 月 25 日	No. 86
2010-11 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 織 田 吉 郎 (銚子)	
2011-12 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 山 田 修 平 (木更津東)	
2012-13 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 得 居 仁 (松戸東)	
2013-14 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 関 口 徳 雄 (浦安)	
2014-15 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 宇 佐 見 透 (千葉幕張)	
2015-16 年度	第 2790 地区 (千葉)	ガバナー 櫻 木 英一郎 (千葉)	

「ロータリーを理解しよう」発刊によせて

国際ロータリー第 2790 地区
2015-16 年度ガバナー
櫻木 英一郎

この度、2015-16 年度地区研修リーダー兼地区研修委員会委員長である、山田修平パストガバナーが「ロータリーを理解しよう」を編纂されました。

この冊子は、クラブ会長、クラブ研修リーダーには是非熟読して頂きたいと願います。その他クラブのリーダーになられる各委員会委員長の皆さんにも、更にロータリーを勉強したいと思われる方、地区委員会の皆さんにもお読み頂きたい冊子です。

この冊子にはロータリーの歴史や重要な項目が余すところなく書かれています。ロータリーを理解するための必読書であると思います。

私は、2015-16 年度第 2790 地区の地区行動目標を「原点を知り、考える」としました。現在のロータリーの決まり事を「知る」身近な書に手続要覧があります。しかし、ロータリーを知るだけでなく「理解する」には、知るだけでは不十分です。

全ての物事の現在は、過去の経緯の上に成り立っています。これが歴史です。ロータリーの様々な決まり事も例外ではありません。ロータリーの物事を理解するには、ロータリーの歴史を知らなければなりません。更に、過去の歴史的な事象を知るだけでは理解できません。各々の歴史的な事象が起きた原因とその後の影響を知り、その影響から次の事象が起きるといふ流れを知り、各々の歴史的な事象の意味合いを考えることが大切です。これが私の掲げた「原点を知り、考える」です。この冊子は、ロータリーの様々な決まり事についての解説書でもあります。様々な決まり事がどうしてできたのかその時代背景を知り、その決まり事を考えるに相応しい冊子です。また、記載内容が各ページ内に納まるという山田さんらしい配慮も込められています。

ロータリーを知るだけでなく、理解しようとする皆さんは、是非ともこの冊子を 2 度、3 度とお読みください。ここに書かれている内容を全部覚える必要はありません。ロータリーのエッセンスを感得して頂ければ良いと思います。そして、どこに何が書いてあるかを覚えて頂ければ良いと思います。この冊子を開けば知りたいことが書かれています。ですから、手引きというに相応しい冊子だとお勧めします。

この冊子は、2015-16 年度の第 2790 地区のホームページから自由にダウンロード出来るようにします。必要な際には、地区のホームページをご利用ください。

この冊子がクラブや地区の指導者のロータリーの知識や意識を更に向上させ、これを読んだ皆さんがそれを会員に広めて頂ける事を祈念して止みません。

我が地区全体の活性化の為に。

ロータリーの原点を知り、考える。